

# 令和6年度一般会計予算特別委員会会議録

令和6年3月14日(木)  
(開会) 10:00  
(閉会) 16:34

## 【案件】

### 1. 議案第3号 令和6年度飯塚市一般会計予算

#### ○委員長

ただいまから、令和6年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第3号 令和6年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

3月13日に引き続き、第3款 民生費、126ページ、児童措置費、私立保育所等、保育措置事業費について、吉松委員の質疑を許します。

#### ○吉松委員

本委員会は本年度の重要な予算の審議でございますので、しっかりと議論したいと思いますのですが、執行部の皆さんにおかれましては、年度末の多忙な時期でございますので、簡明にいきたいと思っております。

それでは、多子世帯認可外保育施設等利用料助成金についてお尋ねいたします。第2子以降の保育料無償化によるものだと思いますけれども、無償化を実施する目的をお示してください。

#### ○保育課長

第2子以降の保育料無償化の目的につきましては、子育て世帯における保護者の経済的な負担を軽減することにより、安心して生み育てることのできる環境づくりを推進するために実施するもので、市独自の新規事業として計上いたしております。

#### ○吉松委員

目的としては、安心して生み育てることのできる環境づくりを推進するため実施するものということでございますが、それでは事業の内容及び予算額はどうなっていますか。

#### ○保育課長

事業の内容につきましては、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を年齢にかかわらず第1子、その下の子を第2子とし、第2子以降の3歳未満児、この場合3歳未満児には満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を含みますが、その児童の保育料を完全に無償化するものでございます。

市における第2子以降の保育料無償化の影響額は、令和6年度当初予算ベースで約2億4千万円となっております。予算計上しております内訳といたしましては、歳入においては、保護者負担金が1億1021万4千円の収入減、歳出におきましては、3款民生費で認定こども園に係る保育料負担分5834万5千円、届出保育施設等を利用した児童の保護者に対する利用料助成金6452万8千円、10款の幼稚園型一時預かり利用料に係る利用料助成金704万2千円の支出増の見込みとなっております。

#### ○吉松委員

新規事業ということですが、国や県からの補助金を活用する予定はありましようか。

#### ○保育課長

市の単独事業でございますので、国や県の補助金の活用予定はございません。

#### ○吉松委員

市の単独事業ということですが、この制度は国のこども家庭庁や他の自治体においても、年度ごとに進化している制度であります。本市におかれましても、財政的には約2億4千万円という大きな支出でありますけれども、今後とも、子育て世代に優しい魅力的な飯塚市であるた

めに、調査研究を続けながら取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

○委員長

同じく126ページ、私立保育所等保育措置事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の126ページ、概要書の21ページの私立保育所等保育措置事業費について事業内容を教えてください。

○保育課長

私立保育所等措置事業費につきましては、今回新規事業として計上しております第2子以降無償化に係る保育料助成に係る費用のほか、幼稚園の認定こども園化に係る整備や、私立保育所が実施する延長保育、一時預かり及び障がい児保育などの事業に対する補助金、児童福祉法に基づき認可保育所及び認定こども園への運営費の一部を支給する施設型給付費に係る費用を計上いたしております。

○赤尾委員

飯塚市において、待機児童は発生していないが、特定の保育所を希望する等の未利用児童はいると伺っております。未利用児童の解消について、保育士確保のために、保育士の処遇改善が喫緊の課題であると考えます。この事業費の中において、保育士の賃金改善に係るものがあれば、教えてください。

○保育課長

保育士の賃金改善に係るものにつきましては、施設型給付費の予算において、国の基準に基づき計上いたしております。施設型給付費の算出根拠であります公定価格は、基本単価や施設の状況に応じた各種加算から構成されており、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善に係る見直しが行われております。令和4年2月から新たに処遇改善加算Ⅲという保育士の収入を3%程度、月額で9千円程度引き上げる新たな補助制度も創設され、国において保育士に係る処遇改善が図られているところでございます。また、令和5年度では人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた処遇改善が反映され、改定率はプラス5.2%となっております。

○赤尾委員

では、飯塚市独自で保育士の賃金改善に係る取組はされているのでしょうか。

○保育課長

飯塚市単独での賃金改善のための取組は行っておりません。

○赤尾委員

今の答弁では、保育士の処遇改善は国の基準により対応しているとのことですが、現場からは保育士が不足しているという声をよく耳にします。本市における保育士確保の取組について教えてください。

○保育課長

本市におきましては、保育士確保対策事業といたしまして、予算書の123ページに保育士就職支援事業費のほか5事業の予算を計上いたしております。保育士就職支援事業費、修学資金貸付事業費、生活資金貸付事業費につきましては、飯塚市内の私立保育所に就職する保育士の方への就職支援及び生活支援を行い、保育士確保に係る事業でございます。保育所等業務効率化推進事業費、保育体制強化事業費、保育補助者雇用強化体制補助事業費につきましては、保育士の業務負担軽減により保育環境の改善を支援することにより、保育士の確保に努めている事業でございます。

○赤尾委員

最後、要望になります。国において保育士の処遇改善対策はなされているとは思いますが、今後、第2子以降の無償化となった場合、入所希望者の増加が予想されますので、保育士確保

のためさらなる保育士の賃金底上げに係る施策について検討をお願いします。

○委員長

次に、127ページ、母子父子福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、ひとり親家庭等日常生活支援事業についてお尋ねいたします。140万円が計上されておりますが、この事業はひとり親家庭において就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児を行うことが困難な家庭に対し、家庭生活支援を行うヘルパー派遣の事業だと聞いておりますが、もう少し詳しく教えてください。お尋ねいたします。

○子育て支援課長

概要は今、金子委員が説明されたとおりでございます。利用者の居宅を訪問して家事支援を行う生活援助と委託先の支援員の居宅で保育する子育て支援の2つのメニューで実施しております。委託先といたしましては、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターと一般社団法人家庭教育研究機構の2事業者に委託を行って、事業を実施しているところでございます。

○金子委員

この利用が、利用者の家で行う家事支援、そして委託先の支援員の居宅で保育する子育て支援の2つのメニューがあるということですが、これはいつから始まっているのか、教えてください。

○子育て支援課長

平成20年にこの事業を開始しておりますけれども、当初からあっております。

○金子委員

当初からこの2つを選べる形でやっているということでしょうか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○金子委員

では、現在の利用状況についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

令和3年度から令和5年度1月末現在までの実績を申し上げますと、令和3年度が利用者数3人、派遣延べ回数77回、令和4年度が利用者数6人、派遣延べ回数130回、令和5年度が利用者数30人、派遣延べ回数142回となっており、年々増加している状況となっております。

○金子委員

実際に昨年の予算が53万4千円で今年度140万ということで、かなりの増額をされていることと思います。利用者数が3人、6人、30人とすごい数で伸びておりますが、このように利用が増えた、増加した理由は何だとお考えでしょうか。

○子育て支援課長

答弁を行う前に、すみません。私は先ほど利用者数が30人と申し上げました。申し訳ございません、8人の間違いでございます。延べ回数は142回となっております。

増加している理由は、事業者が令和5年度から1事業者増えたことと、当然ながら私ども周知活動を行っておりますので、その周知が行き届いてきているものという成果と考えております。

○金子委員

もう1回、数を確認します。利用者数、令和3年度が利用者数3名、令和4年度が利用者数6名、そして令和5年度が30名でなく8名という認識でよろしいですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○金子委員

分かりました。伸びたのは周知が行き届いたということですが、私はどのように周知しているから行き届いたという、どのようにその周知の仕方をもう少し詳しく教えてくださいと申しました。

○子育て支援課長

周知方法につきましては、市報へ掲載、年1回しております。市ホームページ、子育てガイドブックへの掲載、また赤ちゃんすくすくげんき訪問時等に案内チラシを配布、また、児童扶養手当の現況届の会場においてもお配りしているところでございます。

○金子委員

分かりました。そこがどこに、一番何というかな、効果的だったかというところが、もう少し知れたらなと思いましたので、もう少し分析していただけたらと思っております。それから、ひとり親家庭が、この事業の対象なんですけど、キャンセルするような場合があると思いますが、そのようなときキャンセルポリシーなどをしっかりとられているのかどうか、教えてください。

○子育て支援課長

キャンセルに関しましては特段しておりません。

○金子委員

では、この計上の仕方なんですけれども、電話連絡やスタッフのスケジュールリングなど、最後のこの令和5年度142回となると、かなり電話連絡やスタッフのスケジュールリングなどが、かなり時間がかかるのではないかと思いますけど、その事務費は計上されているのでしょうか。

○子育て支援課長

事務費も含んだ形のもので、単価契約を行っております。

○金子委員

では、その142回という数とかも見込んだ上での事務費も計上されているという計算なんですか。

○子育て支援課長

回数が何回とかいうことでしておるわけではございませんで、1回当たり幾らという考え方で契約をしているところでございます。

○金子委員

では、このチラシを見ると1時間当たり300円、そして世帯の所得に応じて減免があります。詳しくはお問合せくださいというようなチラシが載っておりますが、この集金はどのようにされているのか、教えてください。

○子育て支援課長

集金の方法につきましては、利用者さんのほうに納付書をお渡しして、お支払いいただいているところでございます。

○金子委員

では、委託業者が入るのではなく、直接飯塚市のほうに入るという認識でよろしいですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○金子委員

では、最後に質問させていただきます。このようなひとり親家庭、また昨日、同僚議員が質問したヤングケアラーの生活支援事業は大変有意義な、とてもいい事業だと私も考えております。しかし、これは1人のお家の中に入っていき、かなりプライベートなこととかも出てくるのではないかと思いますけど、その中で、委託側が行政に相談したほうがいいのかなどと思われるようなこともあるかと思っております。そのような場合、協議ができるような体制はとられ

ているでしょうか。

○子育て支援課長

私どもひとり親家庭等日常生活支援事業を行っている係に、母子父子自立支援員を配置しておりますので、相談を受けましたら、その相談を受けております。

○金子委員

すみません。どなたが支援員に相談しているのか、もう少しその辺詳しく教えてもらっていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：19

再 開 10：19

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

その相談ごとの内容が虐待であれば、通告義務がございますので、当然ながらうちのほうに入ってくる。しかしながら、困り事とかそういった相談とかも報告書、そういったところも報告を頂く場合がございますので、そういったときに対応しております。

○金子委員

もう少ししっかりその相談体制をとるべきではないかなというふうに、今の答弁を聞いていて感じております。どういう場合が虐待ととらえて、どんな方法がとられるのか。また、日頃から感じている、ひとり親あるいは、昨日質問のあったヤングケアラーとかに関しましても、委託を受けた側は様々な思いで、お家に入っていると思います。困ったこともあるかもしれません。そこをしっかりと聞き取れるような、虐待ではない場合も聞きとれるような相談体制が必要かと思えます。大変いい事業だと思いますので、もう少ししっかりとした連携がとれたらいいと思います。数にしても、令和5年の利用者が8家族、確かに利用は増えているとはいえ、現在、飯塚市に住まれているひとり親の家庭からすると、断然少ない数だと思います。しっかり体制を整えて、この事業がまだまだ飯塚の市民の方、ひとり親の方たちに、ここのまちに住んでいてよかったと思えるような事業にさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、127ページ、その他の児童措置費、133ページ、子育て支援事業費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

127ページの病児保育事業委託料、資料の21ページに記載があります。それと133ページのファミリーサポートセンター事業委託料、これは資料の23ページになりますが、今委員長から言われましたとおり非常に関連がありますので、併せて聞かせていただきたいと思えますので、よろしく願いします。

まず、病児保育事業の内容について、対象者や料金、利用料金や利用状況について説明をお願いいたします。

○保育課長

病児保育事業につきましては、保護者が仕事などにより、病気または病気回復期の児童を家庭で保育できない場合に、市内の専門の2施設で児童を一時的にお預かりする事業でございます。お預かりする保育等の内容につきましては、保育士・看護師により、症状の記録、検温、投薬、下着やおむつ交換など、児童の状態に応じた看護・保育を行います。対象者につきましては、おおむね生後2か月から小学6年生まででございます。利用方法につきましては、実施する施設ごとに事前登録が必要でございます。利用する場合は、電話等により前日までに利用施設に予約をしていただき、当日、病児保育事業を利用していただくこととなります。利用料

金につきましては、原則無料でございます。ただし、昼食やおやつ代等につきましては、別途費用がかかります。利用状況につきましては、過去5年間で申し上げますと、平成30年度から令和2年度までは1施設でございましたが、平成30年度は152件、令和元年度は199件、令和2年度は38件、令和3年度は125件、令和4年度は39件でございます。

○吉田委員

今のご説明の中で、非常に令和4年度は39件と少ないようですが、これはやはりコロナの影響で利用者が少なかったという考え方でよろしいでしょうか。

○保育課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

それではもう一つ、今年度途中ですが、利用者の状況、回復状況といたしますか、その辺はどうなっていますでしょうか。

○保育課長

令和5年度6月までは件数が少ない状態でしたが、7月以降はコロナ前の件数に戻ってきております。

○吉田委員

それではファミリーサポートセンター事業について、新規で病児・病後児の緊急時の預かり強化の事業を開始するようになっていますが、その事業の対象者や利用料金についてお尋ねします。

○子育て支援課長

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての援助を受けたい「お願い会員」と、援助を行いたい「まかせて会員」が会員となって、児童の送迎や預かりなどを助け合う事業となっております。令和6年度からこの事業をベースに病児・病後児の緊急時の預かり強化事業を開始する予定としております。対象者につきましては、生後6か月から小学校6年生までの児童としており、急用でお子さんを預けたい場合や、熱を出したお子さんを預けたい場合に、本事業をご利用いただけます。具体的な例といたしましては、お子さんが熱を出し、保育所などからの急な呼出しがあった場合や、急な残業で帰りが遅くなる場合などにおいても、お子さんの送迎や預かりなど、本事業をご利用いただけます。利用料金につきましては、登録会員や事業者との調整が必要となりますので、現在未定となっております。なお、現在のファミリーサポートセンター、基本型の利用料金につきましては、1時間当たりの単価が9時から19時までが、1時間当たり500円。早朝の7時から9時までと夜間の19時から20時までが800円となっておりますので、これらの料金を基本として調整が行われるものと思っております。

○吉田委員

両事業、病児保育事業及びファミリーセンター事業につきまして、やはり親御さんにとりまして子どもさんの急な場合の対応、この事業2つについて非常にありがたいとは思いますが、保育課で行う病児保育事業は、令和5年度より全額無料、食事等の実費はかかりますが、子育て支援課で行うファミリーサポートセンター事業は、利用者の負担金が発生していることとなります。それでは、ファミリーサポートセンター事業の病児・病後児の預かり事業と比較した場合、病児保育事業のほうの強みはどのようなことがあると思われませんか。その辺についてお尋ねいたします。

○保育課長

病児保育事業の強みといたしましては、先ほど委員が申し上げていただきましたとおり、令和5年度から福岡県において病児保育利用料の無償化が実施されており、保護者の負担が軽減されていることが挙げられます。また、令和5年度から病児保育支援システム、病児保育ナビを福岡県が開設し、利用できる病児保育施設の検索や利用申込みもウェブサイトから無料で

きるサービスが提供されており、利用者の利便性の向上が図られていることも強みであるというふうに認識いたしております。

○吉田委員

それでは逆に病児保育事業と比較した場合、ファミリーサポートセンター事業の病児・病後児の預かり事業としての強みはどのようにあるのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

ファミリーサポートセンター事業で実施予定の病児・病後児の預かり事業の強みということでございますが、病児保育と同じく事前の会員登録の必要はあり、一方、病児保育と違い、利用料金が発生するという点はございますが、先ほども説明しましたとおり、当日どうしても外せない用事がある中で、急な子どもの発熱等により、子どもを預ける必要が生じた場合や、仕事中などに保育所等で預けているお子さんが発熱したけど迎えに行けない場合といった緊急時に、保護者に代わって送迎や一時預かりが可能となる点が強みだというふうに認識しております。

○吉田委員

それぞれに強みのある2つの事業ですが、病児・病後児を預かることで、子育てしやすいまちにしていくために必要な支援事業であり、大変重要な事業であると思います。今後の取組として2つの事業の差をできるだけなくし、事業の方向性を吟味し、弱みを解消していくことが重要だと思います。病児保育事業において急な予約等にも対応できる仕組みの構築も必要ですし、ファミリーサポートセンター事業の病児・病後児の預かり事業において、利用者の利用料金の負担軽減が必要だと思います。令和6年度より飯塚市組織機構の改革により新設されるこども未来部、福祉部の子育て支援課及び保育課を移管し、こども家庭課を新設し、子どもの体制に特化した事務事業を行う部署が新たに新設されることとなります。さらなる利用者の利便性を向上させるための取組を推進していただくことを要望し、質問を終わります。

○委員長

次に、130ページ、子育て支援センター運営事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

130ページ、子育て支援センター運営事業費について質問いたします。現在の子育て支援センターにおけるWi-Fiの設備について、状況をお尋ねします。

○保育課長

現在の子育て支援センター及び街なか子育て広場におきましては、市でのWi-Fiの整備は行っておりません。

○石川委員

当初予算に計上しているWi-Fi設備について、どのような内容なのか。また、予算額についてもお尋ねします。

○保育課長

当初予算に計上しております子育て支援センター及び街なか子育て広場におけるWi-Fiの整備内容につきましては、各施設にホームルーターを設置し、インターネットを利用していただけのように、市のほうで準備をしていきたいと考えております。予算額といたしましては、ホームルーター及び月額利用料等で49万9千円計上いたしております。

○石川委員

子育て支援センターと街なか子育て広場の全ての施設に、これを設置するのでしょうか。

○保育課長

穂波子育て支援センターにつきましては、穂波交流センター内に設置しておりまして、穂波交流センターは市のほうで公衆無線LANを整備いたしておりますので、その回線を利用することといたしております。他の子育て支援センターの3か所と街なか子育て広場につきましては

は、先ほど答弁させていただきましたとおり、ホームルーターを設置する方向で考えております。

○石川委員

それでは、業務の支障にならないように、通信回線の設備は引き続き進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、132ページ、児童センター・児童クラブ運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料ナンバー22、説明を求めます。

○学校教育課長

児童クラブ及び児童センター委託料の内訳に関する資料につきましてご説明いたします。資料の52ページをお願いいたします。資料上段の児童クラブ運営委託料につきましては、支援員や事務局の人件費のほか、児童クラブで使用消耗品費や通信費等で積算をしております。委託料に係る令和6年度予算は3億5159万3千円となっております。前年度と比較しまして2887万1千円の増額で計上しております。次に、下段の児童センター運営委託料につきましては、児童厚生員の人件費及び3世代触れ合い交流会での食糧費で積算し、令和6年度の予算は5277万2千円となっており、前年度と比較しまして423万6千円の増額で計上しております。

○川上委員

委託料なんですけれども、契約後、年次途中で業務内容に大きな変更が生じて、費用が多くかかった場合とか、あるいは逆にかからなくなった場合などについては、委託料に関する契約変更を行うことがありますか。

○学校教育課長

変更の場合はございます。

○川上委員

例えばどういうルールになっておるか、お尋ねします。

○学校教育課長

処遇改善を行った場合に、契約の変更がございます。

○川上委員

ほかにはないですか。

○学校教育課長

その他につきましては、年度終わりに、精算した後に残が出た場合に、それを返すということになりますので、その場合に変更が生じます。

○川上委員

例えば新型コロナ感染症の関係で、想定外の勤務が求められるような場合がありますよね。そういう場合はどういう処理になるんでしょう。

○学校教育課長

そういった特殊な場合、状況が生じた場合は、委託先のほうと協議しまして、変更が生じる可能性がございます。

○川上委員

この際ですから、施設の安全、チェックに関わることなんですけれども、遊戯室の安全対策について、特に猛暑日の対策については、そこを使わないという対応だけと聞いておりました。今年度予算との関係で何か検討していることがありますか。

○学校教育課長



昨年度、非常に暑うございましたので、児童クラブに暑さ指数のWBGT測定器、温度等を計る機械ですが、こちらのほうを設置するようしております。そちらはもう入っておりますが、あと、大型扇風機のほうを各施設のほうに入れるようしておりますので、3月中にはそれが入るようになっております。

○川上委員

それはR5年予算なんですね。それで19施設あると思うんですけども、それらについてエアコンの設置状況、どうなっておるか、施設名を挙げて説明してください。

○学校教育課長

エアコンを設置済みのところが、幸袋、颯田、穂波東、飯塚市鎮西、飯塚になっております。ない施設が残り11施設になっております。

○川上委員

確認しますが、それは遊戯室のことを言っているんですよね。

○学校教育課長

遊戯室に関してでございます。

○川上委員

残る11施設の遊戯室、遊戯室がないというところもあるようですけれども、あるところについては、ないところについてはどうするかという別の次元の問題がありますけれども、遊戯室のエアコンについて、残るところをどういう整備計画、あるいは構想があるか、お尋ねします。

○学校教育課長

エアコンの設置につきましては、費用等が生じますので、現在の対応としましては、本年の3月までには大型扇風機を納入する予定でございますので、本年度、暑さ対策が必要な時期になりましたら、WBGT計もございますので、その効果のほうは確かめたいというふうに思っております。

○川上委員

遊戯室にエアコンが今ないところについては、何ら考慮していないと。構想もないという答弁ですか。

○学校教育課長

前回もお答えしたところですが、現時点の対応としましては、熱中症のおそれがある場合には、活動場所、内容の変更、それから学校施設の利用で対応することにしております。

○川上委員

武井市長、同じ学童の施設で、遊戯室にエアコンがあるところと、大型扇風機だけというところと、遊戯室もないというところ、こういう状況についてどう思われますか。

○教育部長

まず1点、遊戯室があるところ、ないところというところでございますけれども、どうしてもスペース的に遊戯室を設けることが、これからちょっと難しいというふうなところはございます。また、エアコンがあるところ、ないところ、こういったところというのが出てきているわけでございますけれども、そういった部分につきまして、先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、学校施設の利用、こういったところも踏まえて、暑い時期に活動が同じようにできるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○川上委員

あくまでも遊戯室のエアコンについては考えもしないという答弁なんですか。私は、市長に聞いたんですよね。環境整備、施設整備については市長部局の責任と思うんですけども、教育委員会の答弁は、今は期待しておりません。市長の答弁を求めます。

○教育部長

確かに予算の部分になりますと、市長部局というふうなお話にはなりますけれども、施設の改善計画、そういった部分につきましては教育委員会のほうで検討のほうを行っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。現時点におきましては、喫緊の対応としては、学校施設、こちらのほうは児童クラブというのが、そもそも学校が終わった後、もしくは学校があっていない夏休み、そういったときに児童クラブのほうを利用するというところになりますので、学校のほうについておりますエアコン、これを有効活用するという観点からも、現時点におきましては、学校施設のほうの利用していない、子どもたちがいないところの部屋のほうを利用していききたいというふうに考えております。

○川上委員

答弁の意味が分かりません。夏休み、児童クラブの遊戯室は暑くないという答弁をされているのかなという気がしました。質問を終わります。

○委員長

次に、133ページ、子育て支援事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

133ページ、子育て支援事業費、ファミリーサポートセンターの今までの実績と今後の事業についてお尋ねします。先ほど質問がありましたけれども、私の視点としては、ファミリーサポートセンター、今までの実績と今後の事業というところでお尋ねしたいと思いますので、ちょっと重なる点があると思いますが、よろしく願います。ファミリーサポートセンター事業の予算額についてお尋ねします。

○子育て支援課長

予算概要書の15ページにありますとおり、基本型と呼ばれるこれまでのファミリーサポートセンター事業につきましては、債務負担行為分との記載のある675万4千円となっております。次に、先ほど説明させていただきました病児・病後児の預かり等の緊急ファミリーサポートセンター事業につきましては、ファミリーサポートセンター事業委託料720万円、その他消耗品等の合計、合わせまして1395万7千円を計上しているところでございます。

○石川委員

基本型と呼ばれるファミリーサポートセンター事業の内容、過去3年間の実績、委託先についてお尋ねします。

○子育て支援課長

内容は先ほど説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。令和3年度から令和5年度、令和6年1月まででございますけれども、実績について、会員数の推移といたしましては、令和3年度がおねがい会員数が205人、まかせて会員が95人、両方の会員が36人で合計336人、令和4年度がおねがい会員216人、まかせて会員112人、両方の会員32人で合計360人、令和5年度がおねがい会員217人、まかせて会員126人、両方の会員32人で合計375人と増加傾向となっております。

次に、活動実績としましては、令和3年度が549件、令和4年度が292件、令和5年度が262件となっております。なお、会員同士をコーディネートする事務局の委託先につきましては、令和3年度以前はNPO法人つどいの広場いづかとなっております。令和4年度から令和6年度までは株式会社福岡ソフトウェアセンターとなっております。

○石川委員

緊急ファミリーサポートセンター事業の概要について、先ほどありましたが、もう一度お願いできますか。

○子育て支援課長

先ほど答弁いたしましたとおりファミリーサポートセンターの基本型をベースに、令和6年度から病児・病後児の緊急時の預かり強化事業を開始する予定としております。対象者につき

ましては、生後6か月から小学校6年生までの児童、急用でお子さんを預けたい場合や熱を出したお子さんを預けたい場合に、本事業をご利用いただけます。利用料金につきましては、登録会員や事業者との調整が必要となりますので、未定となっております。なお、現在のファミリーサポートセンター基本型の利用料金につきましても、先ほど説明しましたとおりでございます。これらの料金を基本として調整を行う予定となっております。

○石川委員

よく分かりました。令和6年度の予算を見ると、昨年度に比べて2倍近く金額が上がっておりますが、これは緊急ファミリーサポートセンター事業を行う経費が原因であると理解します。この事業の内訳はどのようになっているか、お尋ねしてよろしいですか。

○子育て支援課長

緊急ファミリーサポートセンター事業におきましては、病児・病後児を対象とするため、看護師等の資格を持つ専門アドバイザーを事務局に常時配置し、同時に会員のマッチング等の調整も行うことを想定しております。また、開所時間も早朝や夜間の時間帯においても延長して対応できる体制をとることを想定しておりますので、その人件費また、緊急の場合などにおいてまかせて会員宅での対応ができない場合に備えて、事務局の一室において対応することも想定して、一時預かり場所を確保することとしておりますので、その管理費用等が主なものとなっております。

○石川委員

病児・病後児保育が足りていないということは聞いています。いざというときに預けられる場所があるということは、仕事と育児を両立できる環境を整える一助になります。要望といたしまして、さらに子どもが病気のときに、仕事を優先的に休めたり、仕事を代行する社会の仕組みがあれば、選択肢が増えると思います。そういった社会意識の醸成や仕組みづくりをどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

同じく133ページ、子育て支援事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

133ページ、子育て支援事業費、産前・産後生活支援事業の内訳についてお尋ねします。

○子育て支援課長

産前・産後生活支援事業につきましては、妊産婦が体調不良等のため、家事または育児の支援を必要とする家庭に対し、生活支援者を派遣する事業となっております。子育て支援に関する事業は、国や県の補助を活用して実施しているものが多いのですが、本事業につきましては、市独自で行っている事業となっております。

○石川委員

市独自の事業ということですが、国の産前・産後サポート事業というのがありますが、これは、市の独自の事業とはどう違うのでしょうか。

○子育て支援課長

名前は似たようなものでございますけど、お尋ねの国の産前・産後サポート事業は、妊産婦等が抱える妊娠、出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家、または子育て経験者、シニア世代等の相談しやすい話し相手等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする事業でございます。本市独自の妊産婦が体調不良等のため、家事または育児の支援を必要とする家庭に対し、生活支援者を派遣する事業とは異なっております。

○石川委員

相談事業ではなくて、生活支援者を派遣する事業というところが違うということで、よろしいでしょうか。本市の産前・産後生活支援事業の利用者数や利用時間の推移は、どのようにな

っているか、お尋ねします。

○子育て支援課長

令和3年度から令和6年1月までの実績を申し上げます。利用者数につきましては、令和3年度が19人、令和4年度が17人、令和5年度が129人となっております。利用時間数につきましては、令和3年度が239時間、令和4年度が185時間、令和5年度が610時間となっております。令和5年度につきましては、事業を実施する事業者が増えたこともあり、利用者及び利用時間が大幅に増加しております。

○石川委員

以前、同僚議員の質問で、最初の利用で無料クーポンを配布してはどうかという質問がありましたが、利用者を増やす取組として、どのようにお考えであるか、お尋ねします。

○子育て支援課長

先ほどの答弁で令和5年度の利用者の増につきましては、事業を実施する事業者が増えたことを要因として挙げさせていただきましたが、利用者を増やす取組を行う際には、利用者の増加に対応できる体制整備の拡充が必要であると認識しております。本事業は、妊産婦が体調不良等のため、家事または育児の支援を必要とする家庭に対する支援を目的として実施している事業でございますが、事業を実施する事業者は、現在のところ、2事業者と少なく、利用のしやすさを目的としたお試し無料クーポンの配布を検討することができる体制が整っているとは言えない状況であると認識しております。しかしながら、本事業は、妊産婦の体調不良に対応し、安心して出産・子育てできる環境整備として大変重要な事業でありますので、利用者の利便性向上を図るための登録や申請方法の簡素化、対応できる事業者を増やすことについて検討していく必要があると認識しております。

○石川委員

どうぞよろしく申し上げます。まだまだニーズがあると思いますので、積極的な利用者を増やす取組、手だてをどうぞよろしく申し上げます。

○委員長

次に、136ページ、生活保護扶助事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

暮らしていくのが大変な時代が続いていて、最後のセーフティーネットである生活保護の申請、これが全ての国民に保障された権利という点で質問するわけですが、まず、追加資料のナンバー23、24、25について説明を求めます。

○生活支援課長

今回、生活保護扶助費に関連し、扶養照会、生活歴、車の保有に係る資料を提出させていただいています。資料は53ページからとなっております。まず、資料の53ページは扶養照会に関する資料となります。この資料は、令和3年2月26日付で厚生労働省社会・援護局保護課から発出された事務連絡の文書です。扶養義務者に関連した国の通知の最新のものになりますが、このときに改正された内容としましては、扶養照会における扶養義務の履行が期待できないものの例示の内容の変更がされたものでございます。

資料の54ページをご覧ください。左側の上段のほうになりますが、3. 扶養義務履行が期待できない者の判断基準とあります。(1) 扶養義務履行が期待できない者の類型についての②に記載のある例示の変更でございます。それまでは扶養義務の履行が期待できない者の例示として、20年以上音信不通の者とされていたものが、このときの改正によりまして、相続をめぐると縁が切られているなどの著しい関係不良、10年以上音信不通での交流断絶との具体的な例が示されております。

またページを戻っていただいて53ページの右側の上段をご覧ください。この事務連絡文書の一部では、生活歴のことにつきましても触れられている部分もありまして、実施機関は、要

保護者の生活歴を丁寧に聞き取る対応をするように求められています。要保護者の生活歴は扶養照会の取扱いにおいても、個々の扶養親族に関する扶養義務の調査の要否や、その対象とできないもの判断の材料として重要な情報となっております。なお、55ページに参考のため、本市の生活保護申請書と国が示しております生活保護申請書の書式を提出させていただいております。どちらにも扶養親族に関し記載する箇所が設けられています。

次に、56ページをご覧ください。生活歴に関する資料といたしまして、生活保護行政を適正に運営するための手引きについてとタイトルのついた資料を提出させていただいております。生活保護業務の運営に関する適正な運営のための手引として、平成18年に国が示し、その後改正が行われ、令和3年1月7日に示された現行のものです。生活歴に関連した部分は、このページの右側に、1、申請相談から保護の決定までの対応の概略とありますが、ここでは、福祉事務所で保護の申請から開始決定に至るまでの事務の注意点等が詳細に示されております。なお、生活歴に関する部分以外は略させていただきます。（3）の中の1番最後の部分になりますが、申請時等の対応として、必ず実地調査を行うとともに申請以前の生活状況や保護の申請に至った理由を的確に把握するといったことの記載があります。生活歴という名称そのものは出てきませんが、申請以前の生活状況を記載した記録が生活歴として、申請後にその方の出生から保護申請までの間の学歴や職歴、婚姻や子の出生、傷病歴や保護の受給歴等々に関しまして、記憶に頼って申請者ご本人による記述、または担当者が聞き取りによる作成をさせていただいているところでございます。

次に、57ページをご覧ください。車の保有に関する資料としまして、令和5年5月8日付の厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡文書である新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の取扱いの見直しについてというタイトルの資料を提出させていただいております。生活保護受給者の自動車保有に関する取扱いの中の、保護開始時に失業や傷病によって就労を中断している場合の通勤用自動車の保有の取扱いについて、コロナ禍以前の従来の考え方は、生活保護の実施要領において保護開始からおよそ半年以内と。それを過ぎた場合もおよそ1年以内に就労による自立が見込まれる場合は、その間自動車の処分の指導をしなくてよいとの方針が示されておりました。コロナ禍におきましては、この処分指導を行わない対象者について、若干の変更と対象期間を延長する取扱いを示した新型コロナ特例の通知が発出されておりましたが、提出資料の令和5年5月8日付け通知によって、その取扱いが廃止されているものです。以上で提出資料の説明を終わらせていただきます。

#### ○川上委員

国民の申請権を抑制する、あるいは阻む要因として扶養義務の調査、生活歴、本市においては生活歴の記入を求める。あるいは誤解に基づくものもありますけれども、車を持っていれば申請さえできないというふうに思っておられる方があります。それで、そうではないということですね、聞きたいわけですね。先ほど生活歴のところ、資料で53ページ、右上に資料がありますよね。その中で適正な生活保護の運営ということで通知もあって、抜粋が（3）からありますでしょう。（1）、（2）は中略と書いていますかね。それで、（1）の中に、申請権に関わるところの記述があります。ちょっと紹介してください。

#### ○生活支援課長

今の部分、ちょっと読み上げさせていただきます。保護の相談段階から、保護のしおり等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法、他施策や地域の社会資源の活用についての助言を適切に実施することが必要である。要保護者に対しては、きめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続への援助指導を行うとともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものであることに留意するという取扱いが示されております。

#### ○川上委員

国の通知はかなり慎重に丁寧に書いているわけですね。そこを聞きたいわけですね。そこで、本市の生活保護に関するホームページ、この間、改善、工夫が行われていると思います。どういった点を改善したのか、工夫したのか、お尋ねします。

○生活支援課長

本市のホームページの生活保護制度に関するページは、全体的に制度の内容を文章で簡潔に表現したものでしたが、昨年6月に、これを見られる人が分かりやすい表現となるように一部をリニューアルしております。生活保護制度のページの先頭には、大きな文字やイラストを使用して、生活保護の申請は国民の権利です。保護を必要とする可能性は誰にでもあるので、ためらわずに相談してくださいといったことを、見る人の視覚に訴えるように工夫して記載しております。

それから保護の申請に関しますよくある誤解として、扶養義務につきましては、親族に相談してからでないと申請できないということではないこと。また、自動車に関しては、通勤用自動車を持ちながら求職している場合に処分しないまま保護を受けることができる場合があることなどを記載しております。これは、生活保護の申請をしようと考えている方々が、制度に関する間違った先入観で申請をちゅうちょされることがないようにと配慮して、このような表現をしております。参考までに、昨年6月2日のホームページの変更以降、今月6日時点ですが、このページへのアクセス数は5670件となっております。保護の申請を迷われている方にとって、その不安解消の一助となっているのではないかと考えております。

○川上委員

そこで、扶養義務の照会なんですけれども、国からそういう通知が出た後、扶養照会率が本市においてどの程度の変化が生じているか、お尋ねしたいと思います。

○生活支援課長

質問委員が言われます扶養照会率というのは、扶養親族全体における照会をしてある方ということではないかと思うんですけれども、本市におきましてそういった集計を過去にとったことは、申し訳ないんですけれども、ございません。扶養照会の対象とするべき扶養親族に関しましては、毎年確認をしておりますが、対象とするべき人に関しては、郵便での書類の郵送、または市内の方ですと実際に訪問したりするような方法で、100%実施させていただいているところでございます。

○川上委員

55ページに、生活保護、本市の申請書、さらに国の紹介しているものが2つあるんですけれども、本市において生活保護申請書に子ども、親、兄弟、その他の親族の欄を設けているのは、どういう事情ですか。

○生活支援課長

生活保護の申請書の書式については、国に示されておりまして、飯塚市の申請書もそれを参考に作成をしております。申請書に扶養義務者の記載欄が設けられておりますのは、生活保護法第24条に申請者が申請書に記載して提出する事項として扶養義務者の扶養の状況というものが含まれております。また、厚生労働省が発出しております生活保護の実施要領に、扶養義務取扱いに関することも示されております。それによりまして、保護の申請があった場合には、扶養義務者の有無を速やかに確認すること。この場合には、要保護者からの申告によるものとし、さらに必要があるときは戸籍謄本等により確認することとなっております。申請書に扶養義務者の氏名、援助の見込み等の記載欄があるのは、要保護者の申告により扶養義務者の扶養の状況の確認をするためのものだと考えております。

○川上委員

生活保護法第24条第4項の中では、先ほど言われましたとおり、扶養義務者の扶養の状況と書いているわけですね。本市のこの欄は、それを超えて記述を求めるものになっていると思

うわけです。したがって、それにより申請権の行使が抑制される危険がないのか、見解を伺います。

○生活支援課長

国が示しております内容よりも、本市の申請書の、下のほうになるんですけども、住居、資産とか他法とかいったところの部分が多く記載欄があるんですが、これにつきましては、保護の開始を決定する際には、その方の資産、また住居の設備がどれだけ整っているのか、そういったことも確認させていただいております。また他法というのは、年金とか、ほかに受給できる手当、そういったものについても申請相談のときにしっかり確認させていただいて、保護の程度の決定をする場合に、そうしたところを全て確認する必要があることから、その分を記載する、確認、聞き取りしながら記載する欄を設けさせていただいております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:11

再 開 11:18

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

保護の申請に関します申請による保護の開始及び変更ということで、生活保護法の第24条に扶養義務調査、扶養親族に関することも書かれております。第24条第4項ですね。そこで、要保護者の資産及び収入の状況、括弧して、生業もしくは就労または求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶養扶助の状況を含む、括弧、以下に同じという記載があります。また、厚生労働省が発出しておりますこの生活保護法に基づく厚生労働省関連の通知、これをまとめました生活保護の実施要領というのがございます。この中におきまして、さらに詳しい内容が示されておりますが、扶養義務の取扱いがその実施要領の第5で示されておきまして、第5-2に、これまた読み上げさせていただきますけれども、扶養能力の調査について、扶養義務者、3親等以内の扶養義務者を把握するというのがその前に書かれてあるんですが、それで把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき、要保護者、その他の聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること、なお、調査に当たっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問、架電、書簡のやりとり、一時的な子ども預かり等、以下精神的な支援という、の可能性についても、確認するものとするという記載がございます。これによりまして、本市の生活保護の申請書のほうが、国の示しております生活保護申請書よりも内容が、それ以上の内容になっているということでございますが、まず3親等以内の親族、これを全て把握した上で、その方個々についての扶養の状況をここに書いていただくということでさせていただいております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

生活歴の作成につきましては、申請者ご本人による作成、またはそれが難しい場合、担当職員がご本人から記憶をたどって聞き取りによって作成をさせていただいております。

○川上委員

学歴、職歴、出生、出生の秘密に関わることまで聞かれなければ、保護申請をできないのか。どういう関係ですか。

○生活支援課長

聞き取りができなければ、保護の申請ができないということではございません。保護の申請はしていただいた上で、その後保護の実施に関する部分で申請者の方の生活歴というのが、自立の助長という、生活保護法の目的が、最低生活費の保障とともに、その方の自立の助長というのが大きな目的の中に入っております。その自立の助長の中で生活歴というのが非常に重要な情報となってまいりますので、それについて記憶をたどって、情報を整理させていただいているものが生活歴でございます。

○川上委員

保護申請をすると、生まれから今日までのことを事細かに聞かれる、あるいは書かされるということが分かれば、保護申請を諦めようかなというようなことにもなりかねないわけですね。生活保護の、あるいは憲法第25条の趣旨は、現に最低生活を下回る状態にある人を社会保障によって助けるという制度ですから、過去を問わずに、どういう学歴であろうと、職歴であろうと、出生の秘密であろうとなかろうと、生活保護を受ける権利が生じてくると思うわけです。なのに、そういったようなやり方で生活歴を把握しようとする、国だって紙に書いて出せとは言っていないわけでしょう。それをあなた方は紙に書いて出せという。一方で、国は丁寧に聞きとれというふうにも言っているでしょう。丁寧に聞き取るということは、尋問するということにもなりかねないかという心配があるわけですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:28

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

○川上委員

要するに、生活歴を把握することの合理的な意義が理解され、それを把握しようとする側の福祉事務所と、信頼関係が生ずる中で、丁寧にやっていくということが必要ではないかと思うわけです。紙に書いて出してくださいと。分かるところまででいいですよ。それでいい人もいるし、悪い人もいますよ。ですから、生活保護法の趣旨に沿った生活歴の把握、改善してもらいたいというふうに指摘をしておきたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○道祖委員

132ページの青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費、先ほど川上議員が児童クラブ及び児童センターの管理費についての中で、子どもたちの熱中対策について、質問されておりましたけれど、私も一般質問で児童クラブ、もう35度を超えるような日が続く昨今でございますので、対策をお願いしておりましたけれど、先ほどのやりとりを聞いておきますと、進んでいないような答弁でありましたので、私としていたしましては、やはり子どもの安心安全な生活環境、また何ですか、育児環境を維持するためにもここに児童クラブ児童センターについては、冷房設備を設置していただきますよう要望する次第でございます。学校施設には、エアコンをつけるような国の制度、補助金もあるようになってきておりますけれど、学校敷地外にあるものについては、エアコンがつけられる補助金等がないのかも分かりませんが、こども庁ができて、子どもに対する対策が変わってきておりますので、国に対して、こういう状況の場合、敷地外にある児童クラブの施設について、冷房等をつけることができないのか、確認はしましたか。私の一般質問をしてから以後、文科省なりに、国に対してそういう補助金等があるか、どういうふうにかども庁ができて、取り組む考えがあるのか、そういうことをお尋ねしたことがありますか。まずその1点お尋ねします。

○学校教育課長



国のほうに問合せ等はいたしておりません。

○道祖委員

いろいろこの問題についてインターネットで調べておいたら、北海道の小樽市は、国の費用を使って、補助金を使って全小中学校、児童クラブ、校内にありますその施設に対して、冷房をつけていくというふうに、北海道の小樽ですよ、小樽でもそういうふうな取組やっているわけですね。だからまず、児童クラブが学校施設にあるところは、国の補助を使えることはできると思いますが、それ以外のところについてはまた違う方法を考えてはいけなからかと思えます。ただ、先ほどのやりとりを聞いておられますと、冷房をつけている学校があつて、つけてないところがあると。それはやはり子どもを育てる環境が一定でないということですよ。地域によっては、それは差があるということですよ。それでいいのかということが問われてくると思えますので、やりとりを聞いていて、市の取組はちょっと物足りないと感じましたので、通告外の質問をさせていただいております。早速、国に対しての調査等をしてないならば、まず調査して、補助金等がとれるのか、あるのかないのか、確認していただきたいと思えます。そして、補助金がないものについては、どうするという計画を例えば学校以外の施設で、学童保育、児童クラブを行っているならば、校内の余裕教室等のできるのかどうか検討していただく。もしそれができないとするなら、単独でそういう学校施設外のものに対する設備の整備についてはどれぐらいの予算を持ってやるか、予算を検討するぐらいはできるんじゃないですか、予算を検討したら、それが何箇所あるかによっても違ってくるでしょうけれど、毎年毎年やはり暑い夏が来るんですから、1つでも片づけていくという姿勢は行政として取り組んでいくのが、今の時代ではないかと思えますが、ご見解を、部長、していただけますか。

○教育部長

喫緊の対応といたしましては、やはり早急に、何かある前に、やはり学校施設あたりの利活用、効率的な活用を進めてというところに、先ほどの答弁とかぶるんですけれども、今質問委員がおっしゃいました点については、国のほうでどういった補助事業含めて交付事業、そういったものがあるのかというところを調査していきたいというふうに考えます。

○道祖委員

国は、去年の夏にプールで何か水遊びして事故があつたということなんですよ。それで、熱中症対策についての防止、暑さ対策の事故防止について通達が出ています。御存じだと思いますけど、出されております。その中を見たら、いろいろ書かれておりますけれど、ただ外気温が、以前一般質問したときに、熱中症アラームが鳴ったら運動させないとか、冷房の効いたところに連れていくとかいろいろ言われておりましたけど、ですけれどやはりそれでも熱中症、子どもたちというのは夢中になって遊びますから、熱中症の症状を起こしたときには間に合わない場合もあると思うんですよ。国としては、そういう熱中事故の熱中症事故の防止についての通達を出している。それを元に一段と対策をどうすればいいのか、我々市民からの要望があつておるので、これについて踏み込んだ取組をしたいが、どうかならんかというような相談をぜひ国のほうにさせていただきたいと思えますので、よろしく願いして、通告外の質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、「第3款 民生費」についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

次に、「第4款 衛生費」から「第6款 農林水産業費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております140ページ、保健衛生総務費、その他の保健衛生総務費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の140ページ、概要書の24ページ、病院事業会計補助金についての質問です。市立病院へ機能移転する小児科休日夜間診療事業についてお尋ねします。飯塚急患センター小児科の飯塚市立病院への機能移転については、さきの代表質問において、経緯についての質疑があつておりましたが、移転先を市立病院とした理由をお尋ねします。

○健幸保健課長

飯塚病院救命救急センターで受入れている比較的軽度な患者を飯塚急患センターで受入れるにはスペースの問題があり、今後の急患センターの在り方について、飯塚急患センター運営協議会で検討いただきました。小児科の休日夜間診療を実施する要件としまして、救急医療のノウハウがある医療機関であること。駐車場、診察室、待合室のスペースが十分に確保できる医療機関であること。住民等の利便性、認知度が高い医療機関であること。検査器具等がそろっている医療機関であること。小児科の医薬品が取扱える医療機関であること。小児科に習熟した看護師、薬剤師の配置が可能な医療機関であることが挙げられまして、要件に該当する医療機関として飯塚市立病院が選定されました。

○赤尾委員

では、その概要と補助金額5600万円の概算根拠はどのようになっているのか、お尋ねします。

○健幸保健課長

概要といたしましては、現飯塚急患センターの機能移転に伴い、飯塚市立病院で日中されている小児科において、時間外診療として夜間休日まで対応していただくものとなります。現急患センターの小児科診療からの変更点としましては、診療時間を平日で1時間、土日、祝日では2時間30分増やし、また対象を1歳以上からゼロ歳以上にするなど拡充して対応することとし、現在、受入れ体制の準備を進めております。補助金につきましては、今回、飯塚市立病院に依頼する、急患センターの機能移転に伴い、新たに発生する経費となります。主な内訳としましては、医師等スタッフの人件費、医薬品等の材料費、施設運営管理費等の経費から、患者見込み数及び1人当たりの診療費を積算した診療報酬などの収入を差し引いた差額を補助金額として計上しております。なお令和6年度におきましては、施設設備の初期費用分もござい

○赤尾委員

続けて、小児科救急体制の変更に係る市民への周知方法について、お尋ねします。

○健幸保健課長

市民への周知といたしましては、市報への掲載のほか、各公共施設でのポスターの掲示や、特に小児科と関係があります市内幼稚園、保育所、小中学校にメール配信システムを活用した保護者へのチラシの配布を行っていただいております。また、関係機関では、飯塚医師会の協力を得て、各医療機関にもポスター掲示による周知活動に協力を依頼しております。その他地元のフリーペーパー2誌にも記事を掲載し、広く周知活動を実施しているところでございます。

○赤尾委員

市民への周知活動については、できる限り広く周知されていることが分かりました。また、市民にとって診療時間の延長対応はありがたいことで、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。では、休日夜間診療の診療時間以外で、お子さんの発熱等の対応が必要な場合はどのような対応を検討されているのか、お尋ねします。

○健幸保健課長

深夜帯など、未開設時間の小児一次救急の対応につきましては、飯塚医療圏において、対応可能な病院がないことから、電話相談であります#8000番の利用を呼びかけるとともに、緊急性が高いと判断したときは、迷わず、救急車を要請するよう広報に努めてまいります。なお、先ほど申し上げましたポスター及びチラシにおきましても、#8000番の案内をさせていただいているところでございます。

○赤尾委員

そうですね、#8000番、これ大変便利なものなんですけど、まだ知らない市民の方も多くいらっしゃるのではないかと思います。実は私の周りでも、知らない方がもう圧倒的に多いと。実際、お子さんが発熱された場合など、病院に連れて行くべきか判断を迷われる親御さんもいらっしゃいます。そういった方々に大変役に立つ取組ですし、これを活用することにより、小児科一次救急が少しでも減少する、これ言い換えますと、軽度な症状の方で、まず初動としてこの#8000番に連絡し、相談して各ご家庭で対応可能でそこで解決するのであれば、そういう方たちが増えるのであれば医療現場の逼迫、改善の一助にもなり得ることと考えます。この取組は、ぜひ広く周知活動をしていただくことを要望し、この質問を終わります。

○委員長

次に、142ページ、保健事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

予算書142ページ、アピアランス用品購入助成金137万8千円、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援助成金129万6千円についてお尋ねいたします。資料では25ページの上のがん患者支援事業費となっております。まず、この事業2つとも今年度から着手されていると思いますが、この令和5年度の進捗状況と、令和6年度の当初予算の内訳についてお尋ねいたします。

○健幸保健課長

令和5年度の進捗状況につきまして、令和6年2月末時点での件数でご説明いたします。まず、アピアランスケア用品購入助成金の申請件数が50件、うち交付決定件数が46件となっております。また、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業は、申請件数が1件、交付決定件数が1件となっております。令和6年度のアピアランス用品購入助成金につきましては、前年度比101万8千円増の137万8千円を、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援助成金につきましては、前年度と同額で計上させていただいております。内容としましては、がんの治療中の方に、ウィッグや、補正下着の購入費を補助するアピアランスケア事業として67人分、終末医療で在宅療養される小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業で2名分を計上しているところでございます。

○金子委員

アピアランス用品購入助成金については、令和5年度の予算と比較すると、もともとが36万円だったものが101万8千円増額となったということですが、その理由は、申請者が20人を考えていたところ、申請者件数が令和6年度2月で50名、50件になった。それで増額となったという理由は分かりました。では、このアピアランス用品購入助成金、また、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援助成金については、どのように広報されていたのか教えてください。

○健幸保健課長

アピアランス用品購入助成金、小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援助成金の広報につきましては、市公式ホームページへの掲載のほか、筑豊地域のがん相談支援センターであります飯塚病院に事業開始の説明にあわせ、周知協力を依頼しております。飯塚病院にはがん患者が利用される専用の理髪店もございますので、がん相談支援センターを通じ、そちらにも周知協力をお願いしております。また、ウィッグなどにつきましては、イオン穂波店にあります

専門店に周知協力を依頼し、お客様にご案内いただいているところがございます。実際に申請にお越しになる方も、専門店からの紹介を受けて来庁される方もいらっしゃいます。

○金子委員

丁寧に広報活動をされているのがよく分かりました。国立がん研究センターの報告によりますと、小児・AYA世代のがん患者は約2万人いらっしゃるということです。飯塚市にも、やはりそのような患者の方がいらっしゃるということは間違いのないと思いますので、ぜひまたさらなる広報活動をよろしく願いいたします。

○委員長

同じく142ページ、母子保健事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

142ページ、健康づくり推進費、母子保健事業の乳幼児保健事業についてです。まず、乳幼児健診、何を目的に健診をされているのかお尋ねをいたします。

○子育て支援課長

医療発達、栄養に関する専門的な健診を受けることで、乳幼児の成長、発達の状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見、早期対応を図ることが大きな目的となっております。また、お子さんとその療育者が同じ時期に同じ健診を受けることで、養育者が陥りがちな育児不安の解消、育児ストレスの軽減を図り、児童虐待を未然に防ぐ役割も果たすことができると考えております。

○藤堂委員

乳幼児健康診査は近くの医療機関で実施する個別の方式と、市が日時と会場を設定し実施する集団の方式があると思いますが、本市としては、実施方法はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○子育て支援課長

本市の乳幼児健診では4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しておりまして、令和元年度までは全て集団健診で実施しておりました。しかしながら、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、集団健診から個別健診に切替えて実施しております。なお、令和4年度からは、3歳児健診において一部集団健診を再開し、令和6年度からにつきましては、1歳6か月健診についても一部集団健診を再開する予定としております。

○藤堂委員

コロナ前は集団だったけれども、コロナになってからは、一応ハイブリッドでやっているところですが、集団から個別になって、メリット、デメリットあると思いますが、どのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○子育て支援課長

個別健診のメリットにつきましては、かかりつけ医で診てもらえる。家から近い医院を選択できる。好きなときに受診できるといったことなどが挙げられますが、これらのメリットは集団健診では得られないものであると考えております。集団健診のメリットにつきましては、保健師が全ての子どもと直接向き合える。保健師が育児支援の入り口となり、継続的な支援が可能となる。小児科や歯科の医師のほか、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士など、一度に多くの専門職が関わるということが可能となるといったことなどが挙げられますが、こちらにつきましても個別健診では得られないものであると考えております。したがって、個別健診と集団健診のメリット、デメリットは表裏一体でありまして、それぞれのよさがあるものと認識しております。

○藤堂委員

令和4年度からは、3歳児健診において一部集団健診を再開して、今年度から、令和6年度

からは、1歳6か月健診についても、一部集団健診を再開されるということですが、全て集団健診にするお考えはございますか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

先ほど、個別健診と集団健診のメリットとデメリットは表裏一体であり、それぞれのよさがあると申し上げましたが、保健師等支援を必要とする方の場合は一度に多くの専門職が関わることが可能になるという部分が重要な要素となりますので、個別健診を行った場合の保健師等の早期支援をどのように実施するのが課題であると認識しています。実際に健診を受けていただくご家庭の様々なニーズに対応し、より多くの方に健診を受けていただくことが重要であると認識しておりますので、令和6年度からは、個別健診と集団健診のハイブリッド方式を1歳6か月児健診にまで拡大して実施し、その後の状況を見ながら実施方法について検討を進めていきたいと考えております。

○藤堂委員

最後要望させていただきますが、最初に、なぜ健診をするのかをお聞きさせていただきました。子どもたちの成長発達、病気の異常とか早期発見、早期対応、保健栄養面の相談などを実施して、乳幼児の健康の保持、増進と身体的・精神的・社会的に健やかに成長、発達のサポートで育児不安の解消と、いろいろ目的があると思います。次にメリット、デメリットもお聞きさせていただきました。お答えとしては表裏一体あると。そうかなと私も思っています。そこで、健診の意義とか役割を考えると、効率性というものは一旦意識的に無視していいのではないかと私としては思っています。特に個別を否定するわけではないんですけれども、集団健診と個別健診のハイブリッド形式になって、利用者としては、すごいコンビニエントになって、利用しやすい。ただ、専門家の方々の多くの目が行き届きにくいということは、将来的に、当事者、利用者、子どもたち、保護者の方々がハッピーになるのかと想像すると、私はそうではないのかなとっております。私としては、全フェーズ完全集団に戻して、多くの専門家の皆さんの目を見ていただくことが、将来的に本市としても望ましい姿、結果が出るのではないかと考えております。一方で、利用者からすると、一度便利になったものが再度集団に戻るということは、使いづらい、煩わしいと感じるかと思いますが、再度申し上げますと、健診としての意義、役割、側面を考えると、市としてスタンスをはっきりしてやってもいいのではないかと思います。健診の在り方について、いま一度検討していただければと思います。ただ仮に集団に戻すとなれば、先生方の調整だったりが大変かと思いますが、そこはぜひご検討のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、142ページ、母子保健事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほう142ページの乳幼児育成指導事業についてお尋ねいたします。まず、この事業の内容についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

本市では、運動や言語、心理の面で支援の必要があると思われるお子様に対して、早期のフォローや療育を必要とするお子様への支援の方向性を導き出すことを目的として、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士による個別相談を行っておりますが、保育所、こども園及び幼稚園に通園をしているお子様に対しましては、巡回相談という方法で、公認心理士、臨床心理士が園を訪問いたしまして、集団生活におけます発達の状況を確認した上で、それに即した専門的なアドバイスを行っております。これらの個別相談や巡回相談等で発達に不安のあるお子様がいらっしゃる場合は、作業療法士や言語聴覚士等からの意見を添え、児童発達支援センターにつなぎ、発達が気になるお子様の早期発見と支援を行うことで、お子様の健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減を図っております。

○金子委員

この事業は、個別相談と巡回相談、そして児童発達支援センターにつなぐことがその事業の内容だというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○金子委員

事業の実績についてお尋ねします。まず、巡回相談のアドバイスをを行った件数についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

令和3年度が延べ1063件、令和4年度が延べ1255件、令和5年度につきましては2月末現在で延べ960件となっております。

○金子委員

では、小学校への引継ぎの状況というのはどうなっているのか、分かれば教えてください。

○子育て支援課長

小学校入学時には、該当するお子様の就学する学校へ巡回相談を担当している公認心理士と保健師が訪問し、お子様の状態やこれまでの支援の方法等を直接学校担当者へ引き継いでおります。また、直接訪問での引継ぎが難しい場合は、学校教育課を通じて文書にて引継ぎを行っているところでございます。

○金子委員

この事業名は乳幼児育成指導事業となっておりますが、本市は切れ目ない子育て支援として、c o c o s u m oでは、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、18歳までの全ての子どもたち、その家庭及び妊産婦を対象に行っているということなので、乳幼児だけでなく、さらには小学校まで切れ目ない支援をすることが、私は必要ではないかと考えております。これは要望になりますけれども、多くの方から、幼稚園、保育園までは保健師さんとかはすごくよくしていただいていた。しかし、小学校に入ると、本当に切れている感じがする。相談しにくいという話をよく聞きます。ぜひ切れ目ない支援をよろしく願いいたします。以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

次に、143ページ、母子保健事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

143ページ、母子保健事業費、令和6年度マタニティ教室、両親学級の計画と今後について、お尋ねします。令和5年度の委託料として、54万9千円とありましたが、今年度は計上されておりませんでした。そこで令和6年度のマタニティ教室、両親学級の計画は、どのようになっているのかお尋ねします。

○子育て支援課長

参加者や支援に関わる関係団体等のご意見などを参考にしまして、令和6年度のマタニティ教室、両親学級につきましては、妊娠・出産・子育てについての知識や、情報を得たい方がどなたでも気軽に参加できるよう対象を広げていきたいと考えております。両親での参加、妊婦さんお1人での参加はもちろん、ご実家のご家族の方やご兄弟との参加なども検討しております。子どもを産み育てやすい環境づくりを目指して、社会的寛容性を高める意味でも、誰もが妊娠、出産、子育てのよき理解者、支援者になれる組立てを目指したいと考えております。開

催時期につきましては、月に1回の開催を計画しており、会場につきましては、ゆめタウンのゆめホール、定員につきましては10組程度を想定しているところでございます。令和5年度までは、両親学級につきましては、2か月に1回実施しており、マタニティ教室につきましては、ワンクール3回で完了する方式で、5月、9月、1月に3クールを実施しておりましたが、妊娠出産の時期によっては参加が難しい妊婦さんがおられる状況でありましたので、タイミングを逃さないことを重視して、両親学級とマタニティ教室を一体化したプログラムを月1回開催するよう変更し、どなたでも参加しやすい環境を整えていきたいと考えております。また、内容につきましては、妊娠中や産後についての講話、沐浴実習、交流タイムやお譲り会などを計画しております。なお、保健師とのつながりだけではなく、妊娠期から地域の子育て支援センターのスタッフとのつながりをつくっていくことも重要であると考えておりますので、お譲り会など子育て支援センターの事業とコラボして実施する場合には、子育て支援センターのスタッフの皆様にもご協力を頂きながら実施していきたいと考えております。

○石川委員

令和6年度のマタニティ教室、両親学級の計画は、一体型で月に1回の開催を計画、会場はゆめタウンのゆめホール、10組程度を想定ということではよろしいでしょうか。それと、そうなりますと4月から年間12回の開催と考えてよいでしょうか。

○子育て支援課長

今計画中でございますので、4月はちょっと間に合わないかもしれませんが、5月からは実施していきたいというふうに考えております。

○石川委員

5月から11回になるということですかね。分かりました。では、定員は全部で110組、11回になると110組、年間ですという計算でよろしいですか。分かりました。そもそもこの両親学級とマタニティ教室の事業の目的を教えてくださいなのですが。

○子育て支援課長

マタニティ教室につきましては、妊婦の健康管理の向上、ママ友ネットワークづくりの推進と考えております。両親学級につきましては妊婦の不安を軽減させ、健やかな出産育児に備えること。妊娠、出産、育児に関する父親への理解促進、共通して保健師の存在をアピールし、いつでも相談できる関係づくりであるというふうに考えております。

○石川委員

それでは両親学級と一体化して行う形にすると、マタニティ教室における事業の目的が失われたりすることはないのでしょうか。その辺りの認識をお尋ねします。

○子育て支援課長

参加者が定員に満たなければ、2か月、3か月と続けて参加することも可能なようにしたいと考えております。また、保健師の支援が必要であると思われる妊婦さんにつきましては、担当保健師が継続して支援していく体制を整えていくこととしております。また先ほどの答弁と重なる部分もございますが、地域に密着した形で事業を展開しておられます子育て支援センターの妊婦さんを対象とした事業につなげていく等の取組も大変重要であると考えておりますので、地域で妊婦さんを支える環境整備についても子育て支援センターと連携しながら実施していきたいと考えております。

○石川委員

両親学級とマタニティ教室の目的をやはり明確にしていきたいのと、参加者のニーズを把握して、ニーズを満たすことを優先に事業を進めていきたいということは要望なんですが、それとつけ加えまして、子育て支援センターは、子育て親子が気軽に集えて交流できる子育て支援の拠点となる場所を提供することが、業務の要になっていると思うんですが、本来の業務が履行できなくならないように、受託先の団体の余力がどれだけあるのかなど、全てにお

いて調査した上で事業を進めていただきたいと思います。しっかり状況を見ながらですね、見合った対価を予算化していただきたいと思います。そう要望いたします。

○委員長

次に、144ページ、健康づくり推進費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

続きまして、144ページ、母子保健事業費、妊産婦運動相談事業の今までの実績と今後の内容についてお尋ねします。

○子育て支援課長

妊産婦運動相談事業は、妊産婦向けの運動と相談の教室をオンライン及び対面のオンサイト形式で実施する事業となっており、予算概要書17ページにありますとおり、研修等に参加するための普通旅費55万2千円、事業を実施するための負担金159万9千円、その他消耗品、通信運搬費等合わせまして、事業費の総額は244万5千円となっております。本事業につきましては、令和5年9月から開始しており、オンサイト形式につきましては、飯塚市総合体育館で月1回のペースで実施しております。オンサイト形式の内容につきましては、子育てに役立つ情報を学ぶミニ講座や体の悩みや体力維持などに役立つ運動教室、ネットワークづくりを支援する交流会などのプログラムを提供しております。プログラムの時間配分といたしましては、ミニ講座が10分程度、運動教室が45分程度、交流会が20分程度となっており、休憩等を含めまして10時から11時半までの1時間半程度のプログラムとなっております。登録者数につきましては、2月末時点でございますけれども、9名となっており、参加者数の推移につきましては、一緒に参加されるお子さんの人数も合わせますと、10名から20名程度の参加者となっております。月別の参加者数の推移を申し上げますと、一緒に参加されるお子さんの人数も合わせまして、10月が14名、11月が10名、12月が14名、1月が10名、2月が19名となっております。

○石川委員

この月別の参加者数の推移ですけれども、大人の人数だけで教えていただけますか。

○子育て支援課長

10月が8人、11月が5人、12月が7人、1月が5人、2月が9人となっております。

○石川委員

登録者数が2月末時点で9名ということですが、この登録されている9人の方がこの10月、11月、12月と毎月参加されてもよいのでしょうか。

○子育て支援課長

そのようになっています。

○石川委員

登録者数が少ないように思いますが、その理由についてはどのように認識されているかお答えください。

○子育て支援課長

本事業はスマートウエルネスシティーの取組を実践している全国12の自治体と共に、つくばウエルネスリサーチが中心となって実施している内閣府SIP事業のモデル事業として実施しております関係上、利用者登録の手続きが必要であることや、1か月当たり550円の参加費がかかるなどの制約があり、事業に参加するに当たって、参加者の皆様にお手数をおかけすることがネックになっている部分があるものと認識しております。しかしながら、現在参加していただいている参加者の声は大変好評でございまして、現在も継続して参加していただいておりますので、講座内容としては魅力ある内容を提供できているものと認識しております。

○石川委員

次年度はどのように実施されますでしょうか。



○子育て支援課長

令和6年度につきましては、ゆめタウンに開設していただきましたゆめホールや子育て支援センター等での体験講座や、関連イベントなどの企画を通じて、まずは多くの方に周知を図る工夫を重ねながら、参加者を増やしていきたいと考えておりました、これまでと同様な形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

次に、143ページ、出産子育て応援事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の145ページ、概要書の26ページ、出産子育て応援事業費について質問いたします。出産子育て応援事業費において、予算概要書の26ページを見ると事業費が減少しているように思います。理由についてお尋ねします。

○子育て支援課長

出産子育て応援事業費につきましては、その大部分は出産子育て応援金となっており、令和5年度が1億400万円、令和6年度が8595万円となっており、1805万円の減となっております。その理由につきましては2点ございます。1点目はこの制度は国の令和4年度補正予算により、年度途中から開始された事業となっており、令和4年4月以降出産された方まで遡及して対象としていた関係で、その事業費が一部含まれていることによるものでございます。この分の影響額としましては、出産応援金と子育て応援金分で、各160名分の合計、1600万円分となっております。2点目は、妊娠及び出生見込み数の減少によるものでございます。妊娠及び出生見込み数につきましては、令和5年度が1760件、令和6年度が1719件で41件の減となっております。なお、親子健康手帳、母子健康手帳交付の実績としましては、令和3年度が904人、令和4年度が841人、令和5年度の見込みが804人となっており、減少傾向が続いている状況でございます。

○赤尾委員

減少理由は分かりました。母子健康手帳の交付の実績が下がっているということは必然的に出生率も下がり、少子化が進んでいることだと思います。出産子育て応援事業は、国の施策に基づき全国一律で実施しているものと認識していますが、少子化に歯止めをかけるという意味で、この事業において、市の独自の取組をする予定があるのかお尋ねします。

○子育て支援課長

ただいま質問委員の言われますとおり、出産子育て応援事業は国の施策に基づき、国が2分の1、県が4分の1の特定財源を頂きながら、全国一律に実施している事業でございます。本事業の狙いとしましては、妊娠届の時点から担当保健師が支援している伴走型相談事業と、妊娠届出時に5万円、出産時に5万円を支給する経済的支援を実施することにより、安心して妊娠出産ができる環境を整えることであると認識しております。本事業の組立ての中で、市独自の取組を行うことにつきましては予定をしておりませんが、経済的支援につきましては、福岡県がプラットフォームを整備し、クーポン方式による支援を実施するよう準備を進めているところでございますので、本市におきましても県の取組にあわせまして、クーポン方式による支援を行うよう準備を進めているところでございます。

○赤尾委員

来年度よりこども未来部という新たな部が設置され、一つの部で包括的な取組が可能となることで、今後の子育て支援に関する取組がさらに充実していくものと期待しておりますが、そのような動きの中で、国県の取組に加え、市独自の支援を考えていくことも必要ではないかと思っておりますので、ご検討をいただくことを要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、146ページ、その他の環境衛生費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは、146ページの保健衛生費、環境整備費の動物活動支援事業の中の地域猫の関係について、お尋ねいたします。まず、この地域猫とはどのような猫のことを言うのでしょうか。

○環境整備課長

地域猫とは、特定の飼い主がなく、地域に住みついて、その地域の住民の合意とルールの下で、適正に管理されている猫のことです。

○吉田委員

それでは、このような猫を適正に管理するため、住民などで組織している団体に対し、市が支援していくことが地域猫活動であると理解しておりますが、具体的に地域猫活動ではどのような活動を行っていくのでしょうか。お答えをお願いします。

○環境整備課長

地域猫活動では、地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿等による被害を防止するため、費用等のご負担もある中で、日々の餌やトイレの管理、また地域猫の不妊去勢手術や、新たな飼い主探しなどを地域住民のボランティアの方々を中心に行っていたくものでございます。

○吉田委員

ボランティアの方々を中心にやられる事業であるということは理解できます。現在市内では、登録団体がどのくらいあるのか、お願いします。

○環境整備課長

現在、飯塚市の地域猫活動支援事業に登録をし、活動されている団体は2団体でございます。

○吉田委員

非常に少なく感じます。地域猫の不妊去勢手術をしたい場合、どのような手続が必要なのか、お答えをお願いします。

○環境整備課長

まず、地域猫活動を実施する地域の方々のご理解を頂いた上で、市に地域猫活動団体として登録をしていただきます。活動団体に登録後、協力動物病院で不妊去勢手術を実施する場合に、市が手術券を交付し、その手術に要する費用を予算の範囲内で補助しております。

○吉田委員

それでは、この資料によりますと、令和6年度の予算額も56万円となっておりますが、これ不妊去勢手術ということですから、雄猫さん、雌猫さんおられると思いますが、予算の根拠、内訳ですね、それについてお願いできますか。

○環境整備課長

不妊去勢手術委託料の内訳としましては、雄猫1頭当たり1万6千円の9頭分で14万4千円。雌猫1頭当たり2万6千円の16頭分で41万6千円。合計25頭分で56万円となっております。

○吉田委員

ご説明によりますと、この予算におきまして現在活動団体が2団体という説明でございました。それと頭数については合計で25頭ということですが、令和6年度、さらに団体が増えたり、登録団体が増えたり、この不妊去勢する猫さんが増えた場合、これについての対応についてはいかがなようになりますか、お願いします。

○環境整備課長

予算以上の処置が必要になった場合につきましては、財政部署と協議をいたしまして、対応を考えてまいりたいと考えております。

○吉田委員

地域猫活動の団体登録には地域住民の方のご理解が必要だということでしたが、私も相談を

受ける中でボランティアの活動だけではなかなか地域のご理解がいただけないというご相談も来ております。このような場合、行政としてサポートしていただけるようなことは何らかの形でございますか。

○環境整備課長

行政のサポートといたしましては、地域猫活動の内容などにつきまして、ご要望などがございましたら、地域への説明を行ってまいりたいと考えております。また、福岡県も地域猫活動サポーター派遣などの支援事業を行っておりますので、県とも連携を図りながらサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員

地域猫活動を実施するには地域の方々の協力が必要です。行政のサポートも必要不可欠だと感じております。この地域猫活動が市内各所に展開されることが、人と動物が共生して暮らしていくことの第一歩ではないかと思っております。先ほど来、予算の関係、団体の関係でもお聞きしましたが、ここで広域財団法人日本動物愛護協会の活動をご紹介いたしたいと思っております。動物たちはペットとしての飼育から、現在では、生活に癒やしを与えてくれる家族の一員として生活されている方も数多くおられます。しかし、無責任な餌やりや飼い主がいない猫に子どもが生まれ、また、ふん尿などの衛生面、鳴き声などの環境問題もあります。地域のボランティア活動であり、この団体登録できない方々については自費での不妊や去勢、里親探しもやられていることも伺います。猫は年間に3回から4回出産いたし、平均4匹から6匹生まれると言われております。現状では間に合わない状況だと思っております。そこで飼い主のいない猫に不妊去勢の一部を助成する事業を、この団体は行われております。市の諸事情で地域猫の団体登録ができない方、この内容をよく精査し、よろしければご紹介してみるのもいかがでしょうか。頭数が増えた場合の対応にもなると思っておりますのでぜひ検討をお願いします。併せまして、飯塚市の地域猫活動を、まず市民の方に、このような様々な活動を知っていただき、理解していただくためには、啓発活動が重要と思っております。啓発活動を積極的に取り組んで頂くように要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく146ページ、その他の環境衛生費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

ナンバー26、追加資料説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

資料の58ページをお願いいたします。納骨堂整備に関する年次計画と実績でございますが、これまでの改修内容や新築について、実績を一覧表の中央に、それから一番左の施設名につきましては条例の別表から30か所を書いております。それと右側のほうに実績額、これが改修や新築にかかった金額を記載しております。次のページ、59ページですが、この分につきましては、令和6年、今年度予算を計上しております分から始まりまして一番下の下段、右側の計画の部分ですが、令和11年までの屋根、外壁防水工事やアスベスト調査分の計画を書いております。

○川上委員

何年間でどれだけの事業をしたのか、令和6年度も含めて、予算も含めて、合計幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

表の58ページでございます実施年度につきましては、平成22年度から始まりまして、この分につきましては、納骨堂の施設名で書いておりますので、年度がばらばらになっております。ですから、最終的に令和5年度までで16か所をやっております。その中で、2番目の川島納骨堂につきましては、県道工事の拡幅の補償として、新築ということになっております。

それ以外の15か所につきましては大規模改修、それから58ページ、59ページの実績額の合計でございますが、1億4506万6740円となっております。

○川上委員

今後の計画を伺います。

○人権・同和政策課長

経年劣化が外壁、それから屋根の防水工事のほうがかかってきますので、59ページの右側の計画、令和6年から令和11年までで、合計で17番から31番まで、14か所、現在のところ、年次計画として上げております。

○川上委員

どれだけの財源が必要ですか。

○人権・同和政策課長

まず今年度、令和6年度に計上しております金額につきましては、まず、令和6年度につきましては、浦田納骨堂がアスベスト調査と外壁工事で1051万2千円。同じく、令和6年度につきましては上ノ原納骨堂、967万8千円。それから、令和6年度のアスベスト調査、この分につきましては、氷屋納骨堂が107万8千円、小瀬隈が101万2千円。木ノ下納骨堂が101万2千円。合計で、それから外壁改修工事につきましては、浦田納骨堂が950万円、上ノ原納骨堂が860万円、合計で1810万円。アスベスト調査を合わせますと、外壁工事が1810万円とアスベストが519万2千円になっております。それで、令和7年度以降のアスベスト調査、令和8年の屋根、外壁工事につきましては、金額がまだ出ておりませんので、これは物価高騰等もありますので、予算計上のときに確認しながら計上していきたいというふうに思っております。

○川上委員

計画を立てた段階で総事業費がどれぐらいかかるというようなことは考えていないわけですか。

○人権・同和政策課長

今答弁いたしましたように、近年物価高騰等がありますので、あと積算できない理由としましては、外壁工事につきましては、平米数等が関連しますので、令和11年度までの概算の合計額は算出していない状態でございます。

○川上委員

それぞれの施設について、利用状況、定数等、利用している状況を伺います。

○人権・同和政策課長

その分につきましては、法律で定めてございます墓地埋葬等に関する法律の中で、敷地面積、建物の坪数などを記載した図面を備えなければならないとなっております。この中において、管理状況、利用状況等は飯塚市のほうで書類等の不備のため把握できていない状態でございます。それから管理につきましては、地元のほうで管理組合をつくっていただいて、そちらのほうで管理をお願いしているところでございます。

○川上委員

墓地埋葬法第15条に基づく書類関係は、1か所も整備できていない、市役所は持たないということですか。

○人権・同和政策課長

図面と建物の坪数と図面等につきましては、現在、確認できているのが10か所あります。ただ位牌壇の活用はわかりますが利用状況等については管理組合のほうから問合せをとるか報告を求めておりませんので、今のところ分からない状態でございます。

○川上委員

そんなことないでしょう。これだけ新築のときから言えば、どれだけのお金かけていますか。

ここ最近だけでも大規模改修その他で1億4千万円、1億5千万円ぐらいかけてさらに、同額ぐらい出そうとしているわけでしょう。なのに今、定数というか、どれぐらいが母数でどれぐらい利用していて、あとどれぐらい入ることができるというのを利用できるというのとは分かんないというのはいり得ないでしょう。

○人権・同和政策課長

その分につきましては位牌壇等につきましては確認を行いたいと思いますが、現在納骨堂の利用状況について、うちのほうがその分把握できていないというのが現実でございます。

○川上委員

ところでこの事業について、なぜ人権・同和政策課が担当するんですか。

○人権・同和政策課長

納骨堂の建設当初の部分を確認したところ、同和地区改善施設整備事業で新築が行われております。古いもので昭和39年から始まっておりまして、同事業により、30か所建設されております。その関係で今、人権・同和政策課、一般対策化はされておりますが、その流れで人権・同和政策課のほうが今管理のほうをやっている状態です。

○川上委員

もう四半世紀過ぎているわけですよ、同和対策特別事業を終了して。それで人権・同和政策課が担当しているところに間違いがあるのではないんですか。武井市長どう思いますか。

○市民協働部長

質問委員が言われますように所管が人権・同和政策課ということで、そもそもそこがおかしいのではないかというご指摘でございます。先ほどの担当課長が説明しました一般対策に、移行はしておりますが当時の同和対策事業で昨今まで来たといういきさつもありまして、現段階でまだ人権・同和政策課で所管をいたしております。これにつきましては地域の方々のお話とかそういう部分も当然、関係がございますので、現在のところ人権・同和政策課のほうで所管しているという状況でございます。

○委員長

川上委員、予算に戻してください。

○川上委員

墓地敷きの山林まで、人権・同和政策課が担当したりしているのではないですか。だから、武井市長、正すべきときだと思いますよ。それで市民が納骨堂を利用したいと思うときは、市立納骨堂だから、市が担当しているわけですから、市役所に申し込めばよいのかと思うが、どうですか。

○人権・同和政策課長

現在納骨堂につきましては地元へ管理組合等をつくっていただき、そちらのほうに納骨関係の管理をおまかせしているところでございます。

○川上委員

市民が、納骨を高く大変という方が多いんですよ。それで市立納骨堂というのがあるのではないかと。どこに申し込んでいいか分からないでしょう。納骨堂組合があるところがあるのか、ないところがあるのか。そこをどこに電話連絡すればいいか分からないでしょう。そのとき市役所に電話するとき、どこにかけるんですか、人権・同和政策課にかけるんですか。ちょっと考え直してくださいよ。希望する市民が誰でも、市役所に申し込んだら、あっせんとか紹介とか受けて、利用できるようにしてくださいよ。どれだけ空き家があるかも分からないような状況でどうするんですか、お金だけどんどん出して。直ちに改めてください。行政経営部長の仕事じゃない。

○市民協働部長

先ほどご答弁させていただきました今質問委員が言われます一般の納骨堂のご利用された方

のこともあると思います。これにつきましては、先ほど申しましたうちの所管として持っています関係でご指摘を受けています。状況とかを確認した上で、また最終的にご指摘の質問委員のご指摘の部分についても、検討していきたいと考えております。

○川上委員

一般施策にも移行してもう長いわけですよ。もう本当にすぐやってほしい。所管替えを希望する市民が入居を市役所に申し込んだらいいというふうに流してください。ルールに、軌道に乗せてくださいと要求しておきます。

○委員長

次に、6款農林水産業費、155ページ、農業振興事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の157ページ、概要書の30ページの新規就農者等支援事業費について、また概要書の29ページ、30ページにまたがりまして、農業振興事業費について、全般お聞きしたいと思います。新規就農者等支援事業費については、令和5年度当初予算額と令和6年度当初予算額を比較すると、2千万円ほど減額となっていますが、その理由をお尋ねします。

○農林振興課長

新規就農者等支援事業費につきましては、令和5年度当初予算額が4983万円であったのに対し、令和6年度当初予算額は2886万7千円となっており、2096万3千円の減額となっております。その理由としましては、国の補助事業であります新規就農者経営発展支援事業費補助金の新規就農者によります活用見込み件数を、令和5年度当初予算では7件と計上していたのに対し、令和6年度当初予算では3件で計上していることが大きな要因となっております。本事業は、経営開始時に認定新規就農者に対して、就農後の経営発展のために、機械・施設等導入に対する支援としまして補助対象事業費上限1千万円に対し、国が2分の1、県が4分の1を補助するもので、別の国の補助事業であります新規就農者経営開始資金支援事業費補助金を併用する場合には、補助対象事業費の上限を500万円とするものでございます。

活用見込件数の積算の考え方としましては、新規就農を希望する方から相談を受ける中で、今後、青年等就農計画の認定を受け、国の補助事業を活用したいという意向のある方を見込み件数として計上しております。したがって、予算額だけを見ますと減額となっておりますが、決して新規就農促進の取組を縮小するというものではなく、今後、新たに新規就農希望者から本事業を活用したいとの要望があった場合には、青年等就農計画の認定を受けるなどの条件が整い次第、国、県に対し要望等の手続を進め、本市の補正予算により対応したいと考えております。

○赤尾委員

本年度の事業実績というか、活用実績みたいなものは分かるのでしょうか。

○農林振興課長

今年度の新規就農者経営発展支援事業費につきましては、お二方からの申請があって採択をしております。

○赤尾委員

それでは、新規就農者促進の取組において、予算に計上されていない取組がありましたら、お示してください。

○農林振興課長

本市では、市内で新規就農を希望する方並びに市内で農業経営を営む方に対し、一本化した窓口で対応し、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援を行うことを目的としまして、飯塚市と福岡県飯塚普及指導センター、福岡嘉穂農業協同組合、福岡県農業共済組合、飯塚市農業委員会の5団体で組織しております飯塚市ががんばる農業応援協議会において、

構成機関の緊密な連携のもと、新規就農希望者に対する支援等の情報提供や、新規就農者が作成する青年等就農計画の認定支援等を行っております。また、本市の新規就農支援制度の周知を図り、新規就農者の確保につなげることを目的とし、福岡市内で開催されます。福岡県主催の、ふくおか農林漁業新規就農セミナー・相談会において、飯塚市ががんばる農業応援協議会として出展しております。去る1月27日に開催された際には、飯塚市内外の5名の方から農地の確保や活用できる補助制度に関する問合せ及び相談がございましたので、今後はこの5名の方に対し、定期的に連絡をとるなどのフォローを行い、新規就農促進につなげていきたいと考えております。

○赤尾委員

農業振興費全体を見たときに、県による10分の10などの事業が多く計上されているように感じますが、市の単費が少ない理由についてお尋ねいたします。

○農林振興課長

質問委員の言われますとおり予算の配分という点では、国、県の補助事業が多く計上されておりまして、国、県の補助金額と市の単費の部分を比較しますと、市の単費が少ないという状況でございますが、農業振興を図っていく上での財源の確保という意味におきましては、市の単費だけではなく、国、県の補助事業を有効活用していきたいという考えを持っております。したがって、第2次飯塚市総合計画に掲げております農業振興の実現に向けた施策の実現に向けて、現場の農業者の声を伺いながら、必要な施策については、国、県の補助金を確保していくとともに、確保できない場合には、市の単費で実施できるよう関係部署と協議を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

○赤尾委員

最後になりますが、農業振興費全般に関するちょっと要望になりますが、昨年12月の本市の一般質問におきまして、私のほうから本市の一次産業についてという内容で質問させていただいております。その中で、中長期的な取組や対策等、物価高騰等が起因する経営難などの喫緊の問題の解決は切離して考えて、それぞれに支援策を検討いただきたい旨の要望をさせていただいたと思います。国、県の補助金確保と同時に、喫緊の問題解決には、市独自の積極的経済支援が大変有効ではないかと考えますが、ご検討はしていただいたんでしょうか。

○農林振興課長

ご指摘のあった内容については、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤尾委員

再度、要望させていただき、この質問を終わります。

○委員長

次に、157ページ、158ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、吉田委員に質疑を許します。

○吉田委員

それでは、157ページと158ページまでにまたがりますが、鳥獣被害対策実施隊員の報酬の284万6千円と、有害鳥獣対策事業費の補助金について、これは1840万1千円です。まず、鳥獣被害対策実施隊員の報酬について伺います。概要について、これは説明をお願いします。

○農林振興課長

最初に、飯塚市鳥獣被害対策実施隊員についてご説明いたします。飯塚市鳥獣被害対策実施隊員は、有害鳥獣駆除員の中から嘉穂飯塚猟友会の推薦があった方で、市の依頼に基づき捕獲等の実施活動に迅速に対応でき、実施隊活動のおおむね8割以上の日数に従事することができると思われる方を非常勤特別職として委嘱しているもので、その人数につきましては、飯塚、穂波、筑穂、庄内、穎田、それぞれの地区に3名ずつの合計15名の方に従事いただいております。

ます。

次に、鳥獣被害対策実施隊員報酬につきましては、実施隊員の出勤日数に対する報酬としまして、年間を通じて日額2千円を支給しており、アナグマ、アライグマの駆除において捕獲した場合には加算日額として1500円を支給しております。

○吉田委員

市内を5地区に分けて、駆除員の中からお推薦いただいた方を3名ずつ15名で結成しているということですが、近年、アライグマ、アナグマの捕獲状況についてどのようになっているのか、お尋ねします。

○農林振興課長

実施隊員によります過去3年間の捕獲日数の実績につきましては、アライグマとアナグマの合計の数字になりますが、令和2年度が111日、令和3年度が161日、令和4年度が242日でございます、年々増加している状況でございます。

○吉田委員

アライグマやアナグマの捕獲頭数が増加しているということです。出勤回数も増加しているわけで、鹿、イノシシの捕獲に加えて駆除員さんの負担は大きくなっているのが実情だと思っております。現在、実施隊員へのアライグマとアナグマの捕獲に伴う加算日数は、日額1500円ということですが、この後お尋ねします有害鳥獣対策補助金では、鹿、イノシシは1頭当たり1万円を交付していると伺っております。同額とは言いませんが、金額を増額するべきではないかと考えております。いかがでしょうか。

○農林振興課長

アライグマ、アナグマにつきましては、近年、市からの依頼に伴う捕獲日数が増加傾向にありますし、イノシシと鹿を加えた捕獲活動の負担や労力につきましても、年々大きくなっているものと認識いたしております。質問委員が言われますアライグマとアナグマの捕獲に伴う加算額につきましては、支給方法等も含めまして、他市町村の取組も参考にしながら、しっかりと検討を行ってまいりたいと考えております。

○吉田委員

お願いします。有害鳥獣駆除対策補助金について、次にお伺いします。これについて先ほど来1万円の助成ということは理解しておりますが、その他詳細についてちょっと説明願えますか。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除対策補助金は、市内でのイノシシ、鹿による農作物等への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を行う駆除員が、毎年4月から10月までの駆除期間中に駆除したイノシシ、鹿の頭数に対して、1頭当たり1万円を駆除報奨金として交付するもので、令和6年度当初予算では、捕獲見込み頭数として1800頭を見込んでおります。また、駆除員に対しまして、狩猟により生じる損害の賠償に係る損害保険料の2分の1の額や、駆除のために必要とする銃の弾代やガソリン代などの諸経費として一律5千円を交付しております。

○吉田委員

令和6年度の予算では捕獲頭数を1800頭で見込んでおるようですが、仮にこの捕獲頭数が1800頭を超えた場合、補助金の交付はどのように考えられますか。

○農林振興課長

有害鳥獣駆除対策補助金の交付につきましては、先ほど答弁しましたとおり、イノシシ、鹿の頭数に対しまして1頭当たり1万円を駆除報奨金として交付しております。今お尋ねのありました市の捕獲見込みよりも多く捕獲された場合の交付対応についてでございますが、令和4年度は1頭当たりの単価を1万円を上限としまして、予算の範囲内で交付するために、捕獲頭数が当初の見込みよりも多くなった場合には、1頭当たりの単価を下げたて交付してござい



たが、令和5年度から補助金交付要綱の見直しを行いまして、単価を1万円とし、捕獲頭数が当初の見込みを超える可能性がある場合には補正予算で対応することで、単価を下げることなく1万円を交付することとしております。

○吉田委員

超えた場合については補正予算でということでしたが、令和4年度までについては、この捕獲の隊員さんたちがよく言われていたんですけど、通常だったら1万円だが、頭数制限があり、それを上回った場合については、年度末まで待って減額された形、例えば7千円とか8千円とかという形で入っているという実情を聞いておりました。前年度よりこのような形になって、非常に喜ばれておると思います。

次に、市の有害鳥獣対策の補助金の交付対象時期は4月から10月までということですが、11月から翌年3月までの間の支援について、どのようにしているのかをお答えください。

○農林振興課長

本市では、国の事業であります鳥獣被害防止総合対策推進交付金を活用した捕獲支援を、平成22年に嘉麻市、桂川町とともに設立しました嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を通じまして行っております。その内容としましては、4月1日から翌年3月31日までを対象期間としまして、イノシシ、鹿の成獣については1頭当たり7千円を交付しております。また、イノシシ、鹿の幼獣やアライグマ、アナグマについては、その他の獣類として1頭当たり1千円を上限として交付しております。なお、先ほどご答弁しましたとおり、本市が委嘱する実施隊員として市の依頼に応じて活動された際には、出勤日数に対する報酬として、年間を通じて日額2千円の報酬に加え、アライグマ、アナグマを捕獲した場合には日額1500円を加算して支給しているところでございます。

○吉田委員

現状を踏まえまして、本来、有害鳥獣が発生していた場所が、山付近であったのが、近年、開発により、以前は山間部のみでの被害が出ておりましたが、近年、すみかをなくした鹿、イノシシ、アライグマ、アナグマ等、住宅地でのイノシシの突撃の被害や、鹿の車との衝突事故など、農産物被害にとどまっております。住宅をすみかにする小動物の被害も深刻化しており、頭数を減らしていくことが重要であります。農林振興費の項目にとらわれず、市民の安全対策、衛生面からの観点からも、この鳥獣対策実施隊員の報酬値上げに向けて検討していただきたい。強く要望しておきます。

○委員長

同じく158ページ、その他の農業振興費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

今の同じ項目で質問があつていましたので、私のほうからは有害鳥獣被害防止対策事業費補助金についてご質問いたします。まず内容についてお願いいたします。

○農林振興課長

現在、本市では国の事業を活用いたしまして、農地に設置する侵入防止柵整備の支援を行っておりますが、国の事業では交付申請の要件が耕作者3戸以上となっている点や、各農家からの要望量調査を行ってから実際に柵を交付するまでに1年近く要する点などの課題がございます。また、国の交付決定額が要望額に満たなかった場合には、採択から漏れる地区が発生し、さらに1年間、柵の整備をお待たせする可能性がございます。こうした点を踏まえまして、本補助事業では、国の制度では行き届かない点について市が独自に支援することを目的としまして、1戸または2戸以上の耕作者が侵入防止柵の購入に要した経費の一部を補助するとともに、国の事業において侵入防止柵の資材支給を要望していたにもかかわらず、予算の都合により不採択となった農家の方々に対し、国に要望していた柵にかかる定額を補助するものでございま

す。

○光根委員

国の制度では行き届かない部分について、市が独自の事業を行うということでございますけれども、駆除員について、本市の有害鳥獣捕獲活動に従事されている駆除員の方々の人数と平均年齢についてお尋ねいたします。

○農林振興課長

令和5年4月1日時点の数字になりますが、市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し、従事いただいております駆除員の人数は47名でございます。地区別で申し上げますと飯塚地区19名、穂波地区4名、筑穂地区10名、庄内地区10名、顛田地区4名となっております。この47名の方々の平均年齢につきましては69.1歳となっており、駆除員の高齢化が進んでいるところでございます。

○光根委員

駆除員の高齢化に対する市の取組があれば、お示してください。

○農林振興課長

駆除員の高齢化への対応といたしましては、ICT対応な監視センサーを導入し、イノシシ捕獲用の大型箱わなに有害鳥獣が入り、扉が閉まった際の衝撃でセンサーが反応した際に、事前に登録したメールアドレスに通知が届くことによって、見回り回数の減少につなげるなど、労力の低減を図っております。

また、新規駆除員の確保に向けた取組としましては、狩猟免許更新の申請時や福岡県主催のわな免許新規取得への講習会開催時において、新規駆除員募集のチラシを飯塚農林事務所において配布させていただいており、併せまして、本市のホームページでも周知を行っているところでございます。

○光根委員

最後に駆除員の高齢化に対しましてさらなる対策について、どのように考えているのか、お示してください。

○農林振興課長

本市の駆除員につきましては、嘉穂飯塚猟友会から推薦を頂いているところでございますが、狩猟免許を取得されている方の中には、勤務の都合等により、協力いただけない方もおられるなど、若い年齢層の確保に苦慮している状況でございます。このため、今後の方策としましては、他自治体の取組も参考にしながら、民間委託による捕獲方法等についても検討してまいりたいと考えております。

○光根委員

高齢化によって駆除員の確保は大変難しい状況であるということが分かりました。現在の少人数で、どんどん増え続けている有害鳥獣の駆除の対応は、大変負担が大きいと思いますので、県とも協議していただきまして駆除員の確保及び作業負担の軽減ですね。それと先ほど吉田委員も言われましたけれども、自治体の報酬の増額も含めまして、早急に対応を検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

次に、159ページ、農業施設管理運営事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料ナンバー28の説明をお願いします。

○農林振興課長

追加資料61ページと62ページをお願いいたします。飯塚市農業施設条例で管理する施設に係る貸付及び使用に関する契約状況及び利用実績についてご説明いたします。飯塚市農業施設条例第2条に規定されております農業施設の合計35施設のうち、貸付及び使用に関する契

約書が確認できました施設は4施設でございます。そのうち1施設については、貸付けによるもので、農機具保管庫敷にかかる賃貸借契約を締結しまして、個人所有の土地を市が賃借しているものでございます。

次に、市によります鍵の管理につきましては、35施設のうち34施設については市が鍵を所有しており、残り1施設についてはシリンダー交換のため、現在準備中と記載しておりますが、本資料提出後、交換が完了しましたので、全ての施設の鍵を所有しております。

次に、施設の利用実績を書面で確認できました施設は1施設でございます。その内容につきましては、資料62ページの表の下の余白欄に記載しておりますとおり米のもみすり及び乾燥にかかる設備の稼働実績について、過去5年分を記載しております。平成30年度は利用戸数が55戸で、利用量は2287俵、面積に換算しますと28.9ヘクタールとなっております。令和元年度は利用戸数56戸、利用量は1902俵で、面積に換算しますと24.1ヘクタールとなっております。令和2年度は利用戸数61戸、利用量は2251俵で、面積に換算しますと28.5ヘクタールとなっております。令和3年度は利用戸数55戸、利用量は2171俵で、面積に換算しますと27.48ヘクタールとなっております。最後に令和4年度につきましては、利用戸数57戸、利用量は2306俵で、面積に換算しますと29.19ヘクタールとなっております。

○川上委員

維持管理の費用はどれぐらいかかっておるか、予算がどうなっておるか、お尋ねします。

○農林振興課長

飯塚市農業施設条例で管理する施設に係る予算につきましては、6款1項5目、農業施設費の中の維持補修費に150万円、消防設備保守点検委託料に8万8千円、借地料に4万9千円を計上しており、合計で163万7千円となっております。なお、維持補修費及び借地料は農林振興課で、消防設備保守点検委託料は筑穂支所経済建設課で予算計上しております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:03

再 開 14:03

委員会を再開いたします。

○川上委員

今の管理状況の報告があつただけけれども、この現状をどう評価しているか、お尋ねします。

○農林振興課長

農業施設の管理運営につきましては、昨年9月議会の一般質問で質問委員からご指摘をいただいております施設の使用に係る契約書等の所在が確認できていない施設が多くあることや、鍵の管理の問題、さらには使用状況が把握できていない点などに関しましては真摯に受け止め、是正に努めてまいりたいと考えております。

○川上委員

利用の記録がないものが34施設、もうほとんど全部ですけれども、記録はないんだけど、実際に利用があるのは何施設ぐらいですか。

○農林振興課長

現在、各施設の現状と現地確認をしておる中で、施設の稼働といいますか、使用が確認できなかった施設が8施設ございました。

○川上委員

貸付契約もないし、使用契約もなしに利用しているところについては、これは不法使用状態というふうになりますか。

○農林振興課長

この農業施設につきましては、委員が言われますとおり契約書等がないという状況でございます。設立当初は契約書等を交わしていた可能性もありますが、築30年以上、40年以上の施設が多く、現状が確認できていない状況でございます。これまでの管理につきましては、現在使用されている地元の農業者の方々が主体となって管理運営をいただいているところでございます。

○川上委員

現在の利用者が頑張っておるというようなことを言われるんですけども、それが地域で農業を営む方々が、皆さんが合意して誰でも利用ができるというふうになっていなかった現実があるのではないんですか。一部の者が鍵を管理し、その他の方々は自由に利用できないと、そういう現実はなかったですか。

○農林振興課長

今質問委員が言われました、特定の方が管理していると、ほかの方が使えないというのがあるのではないかという話でございますけれども、そういった特定の方ということについては、ちょっと私のほうで認識いたしておりませんで、そういう把握はできておりません。

○川上委員

それは調査をしてくれませんか。

○農林振興課長

今回ご指摘をいただいている管理運営の問題につきましては、今の現状、利用の実態というものを把握しないことには是正ができませんので、そういった意味では、今の使用状況等を調査してまいりたいと考えております。

○川上委員

どの地域でも現在農業の荒廃が進み、後継者もなかなかいないというような状況の中で、日本の農業を、地域農業をどう再生させていくかというのは大事な課題だと、本市でもなっているわけけれども、その点でいえば、この35の農業施設を適正に仕分を行い、全く利用の見込めないものは廃止するとか、利用の見込めるものは充実した上で、今、高齢により、自らは耕作ができない、生産ができないという場合、少し地域が離れたとしても比較的若い方々が耕しましょうと、利用しましょうと、水田、畑をですね。ということがあるので、その場合、地域の外からということになるかもしれませんが、その方々もその農業施設を利用できるようにというような工夫も一つ一つやっていけば、地域農業の再生に貢献できるのではないかと。新規就農者、若い方々の支援にもつながるのではないかと思うので、特定の方々が昔ながらのやり方で、自分で鍵を握って自分の倉庫のように使うということがないように、現実があれば直ちに是正するというのを求めておきたいと思います。

○委員長

次に、161ページ、その他の農業施設費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

防災重点ため池ハザードマップ作成委託料について、業務の内容についてお願いいたします。

○農業土木課長

業務の内容につきましては、市内に存在します防災重点農業用ため池319か所を対象に、自然災害などによりため池が決壊した場合に想定される浸水の範囲や水位、到達時間、避難場所等の情報をまとめた地図の作成業務となっております。作成が完了したものにつきましては、順次、市のホームページに公開するとともに、市報においても同様に公表のお知らせをしているところでございます。また、関係する自治会長へ配付し、市民への周知を図っているところでございます。

○光根委員

このハザードマップ作成に当たりまして、作成の対象となりますため池の選定はどのように

なっているのか、お尋ねいたします。

○農業土木課長

ため池の選定につきましては、大雨や地震などによりため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れが大きいなど、下流域での影響度に応じて優先順位をつけ選定を行っているところでございます。

○光根委員

ハザードマップ作成に当たっては、地元住民の方々の意見を取り入れたものとなっているのか、お尋ねいたします。

○農業土木課長

地域の実情に合わせたハザードマップを作成するためには、図面やため池の諸元からの情報だけではなく、地域の方の意見を反映させることが不可欠であることから、対象となる地元自治会等とのワークショップを開催し、被害想定区域の整合性や避難方向など意見を伺い、挙げられた意見を反映させて作成したものでございます。

○光根委員

この事業はいつから行っているのでしょうか。また、現在まで作成が完了した数はどうなっておられますか。

○農業土木課長

作成に当たりましては、令和2年度より実施をしております、令和12年度をめどに完了する予定としております。現在まで作成を終えた箇所数といたしましては、令和2年度から令和5年度までの4年間で申しますと、71か所が完成をしております。

○光根委員

令和2年から令和12年の10年間ということでございまして、令和6年度1680万円、県が10分の10ということで、この10年間の総事業費というのは分かりますか。

最後にこのハザードマップ、実に有効的なものと思います。このハザードマップを活用することによりまして、地域において防災意識も高まってくると思います。危険度が高いため池については、早期に工事を実施する必要もあると考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○農業土木課長

現在、市に存在する319か所の防災重点農業ため池に対し、令和4年度より防災工事の必要性を判断するため、専門技術者により劣化状況評価や地震豪雨耐久性評価を行っております。この各評価により防災工事が必要というふうに判断されたため池につきましては、国や農林事務所と協議を行いながら、今後、防災工事を進めていく計画としております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中英美委員

追加質問でございますが、144ページ、健幸都市推進事業費についてお尋ねをいたします。まず、市長の施政方針や各種健康づくりに関する計画において、本市では市を挙げて健幸都市の推進を掲げ、各種健康づくりに積極的に取り組まれ、大変重要で、また大変よいことだというふうに認識をしておるところでございます。この健幸都市を進める中で、この事業費はどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○健幸保健課長

健幸都市推進事業費につきましては、健幸都市の実現に向けた取組の一つとして、ヘルスケアプロジェクトにおいて、健幸ポイント事業や個別運動プログラム教室などを実施しており、その他、運動教室でありますロコトレ教室やウォーキングの教室、大会を開催しております。また、毎月の広報紙において、市民への健康情報の提供にあわせ、健康意識を高めることを目的として健幸都市コラムを掲載しております。

○田中英美委員

昨日、民生費の社会福祉施設管理運営事業費の際にも、質問させていただいたところでありますが、市内には同じ福祉施設においても、運営方式等が異なる理由によりまして、穂波、これは福祉総合センター、また庄内では、保健福祉総合センターハーモニー、これにつきましては、トレーニング室が充実しているのに対し、筑穂保健福祉総合センターでは、経年劣化により運動器具が古くなってもメンテナンスもままならないような状況であります。まず、筑穂地区に住んでいる住民の方々は、穂波に行ったり、庄内に行ったり、またまちなかに行かなければならず、地域格差が発生していると感じておるところでございます。健幸都市を掲げる上では、地域格差をなくしたサービスの提供を考えてほしいと思っておるところでございます。また庄内と筑穂のトレーニング室の機器については、利用者の機器の取扱いなどに対して苦慮しているとも聞いておるところでございますので、庄内、筑穂で機器の取扱いを説明してもらう機会を設けるなど、利用促進につなげていただきたいというふうに思っておりますが、どのような取組をされるか、お尋ねいたしたいと思えます。

○健幸保健課長

トレーニング室を活用した事業としましては、令和2年度までは体力づくり事業という事業を実施しておりました。体力づくり教室の参加者への運動機器の説明や補助をしており、同日にトレーニング室に来場される利用者の希望があれば、指導等を実施していたところですが。令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛等による健康2次被害対策が急務であったことから、同事業を含め他の運動指導事業について見直しを行い、現在のロコトレ教室やウォーキングの教室を開催しております。トレーニング室の利用につきましては、総合体育館、健康の森健康プラザにおいて、健康ポイント事業参加者や個別運動プログラム教室参加者などへ、施設管理者の同意を得て無料にて運動機器を利用できる機会を設けるなど利用促進に努めておりますが、福祉施設のトレーニング室では実施していない状況です。

○田中英美委員

ぜひ、庄内、筑穂の施設においても、トレーニング室の利用促進につながる取組について検討していただきたいというふうに思っております。答弁いただいたように、健康づくりに関する取組につきましては、毎月市報でも複数ページにわたり様々な情報が紹介をされておるところでございます。飯塚市が積極的に健康づくりに取り組んでいることは、大変よいことだと思っております。健康づくりに関する取組は各所管があることは十分に理解をしておるところでございますけれども、施設の設置目的、また運営が異なることについても、これについては市民には関係なく、運動して健康になる機会は平等であるというふうに思っておるところでございますので、地域格差が生じてもよいという理由にはならないと思っております。また、市民の意見を真摯に受け止め、施設がどうということなく、市民目線に立って、前向きに意見を真摯に受け止め、施設がどうこうということなく、市民目線に立った前向きな検討をお願いすることを要望いたします。この件につきましては、また以後、進捗状況等についてお聞きしますので、検討をお願いします。以上で質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、「第4款 衛生費」から「第6款 農林水産業費」までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14：20

再 開 14：31

委員会を再開いたします。

次に、「第7款 商工費」から「第9款 消防費」までの質疑を許します。

まず初めに、質疑通告されております169ページ、商工業振興事業費について、吉田委員の質疑を許します。

その前に金子委員から167ページの分については取下げがっておりますので、先に進めます。

○吉田委員

それでは167ページの周遊商業エリア連携事業費について、質問したいと思います。資料では32ページになりますが、これを見ていますと、令和5年度から6年度にかけて大きく減額されておりますが、その減額理由についてまずお尋ねします。

○商工観光課長

減額の理由といたしましては、令和5年度に商店街や大型商業施設及びJR新飯塚駅、飯塚駅、西鉄バスターミナルを含んだ周遊商業エリアに最先端設備等を導入に対する補助金を令和5年度につきましては計上しておりましたが、令和6年度はその予算を含んでいないため減額となっております。

○吉田委員

令和5年度の最先端機器導入ということですね。ではこの周遊バスの運行負担金とありますが、周遊バスの運行については特に大きな変更はないということで、理解してよろしいのでしょうか。

○商工観光課長

周遊バスの運行につきましては、3年間の実証運行事業として、西鉄バス筑豊株式会社による自主運行しております。運行ルート、運行日、運行時間、運行本数、運賃等に大きな変更はございません。

○吉田委員

この資料の中にもありますが、周遊バスの運行負担金ということで1330万円幾らかありますが、これは前年と令和5年度と変わらないのでしょうか。また、利用者の増減に影響があるのでしょうか。運賃収入等で変動があるとかいうのもあると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○商工観光課長

この負担金につきましては周遊バス路線運行に係る負担金として計上しております。金額的には昨年と比べまして変わりはほぼないんですが、運賃収入につきましては変動があり、この運賃収入につきましては運行収入に充当されますので、運行収入が増加すればその分負担金の減額になります。

○吉田委員

昨年8月から運行開始しておりますが、分かる範囲で結構ですので、この利用状況について、どのようになっているのか、お願いします。

○商工観光課長

周遊バスの運行状況につきましては、令和5年8月19日から土日、祝日に定員25人乗りのバスを5便運行しております。利用状況につきましては、8月が運行日数4日、合計便数20便、利用者の合計201人、乗車率としましては40.2%、9月から10月は周遊バスの利用促進のため、スタンプラリーを実施しており、運行日数は20日、合計便数100便、利用者の合計1159人、乗車率46%と多くの方にご利用頂いております。最後に11月から1月までの実績としましては、運行日数33日、合計便数165便、利用者合計1278人、乗車率31%、減少しております。このことから周遊バスにラッピングを施し、さらなる利用促進策につきまして、周遊商業エリア連携協議会において検討してまいりたいと考えております。

○吉田委員

利用者が減ってきているとのことですが、運行当初は真新しさもあり、スタンプラリーの実施等に伴う周知活動により利用者が増加したものだと思っております。商都飯塚の復活を目指すことで、今後は周遊バス、さらなる周知活動に努めていただき、商店街やイオン、ゆめタウン及びカホテラス、大型商業施設間での周遊エリアを創出し、回遊性と滞留時間の向上を図り、地域経済の好循環を期待いたしまして質問を終わります。

○委員長

同じく169ページ、商工業振興事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

同じことの質問でありますので、今やりとり聞いておりましたある程度理解いたしました。これは3年間の実証実験ですよ。その結果によってどうするか今後のことが決まっていくということですね。その点だけ確認して質問を終わります。

○商工観光課長

3年間の実証運行が終わりましたら、また周遊商業エリア連携協議会におきまして検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、173ページ、その他の商工業振興費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

173ページ、商工業振興費、その他の商工業振興費で、ここに地域雇用活性化推進事業費が出ておりますけれど、事業内容がどうなっておるのか、それと雇用ですから就職者数はどうなっておるのか、就職者数の目標については設定しておるのか。それとこれは雇用する側と就職を希望する側のマッチングの問題がありますけれど、その辺がどうなっておるのか、確認させてください。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

地域雇用活性化推進事業とは、厚生労働省が実施している提案公募型の委託事業です。雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域、災害復興に取り組む地域を対象に、地域が提案する地域の特性を生かした魅力ある雇用や、それを担う人材の維持確保を図るための創意工夫ある取組に対し、厚生労働省が委託するものです。令和4年8月に採択を受け、令和4年10月から令和7年3月までの3年間の委託事業となっております。現在の事業は2期目となります。1期目は、令和元年10月から、令和4年3月まで実施しております。事業内容としましては、DXを軸に、デジタル化の推進に重点的に取り組むこととし、企業向け、求職者向けの講習会の開催、市内企業と求職者を対象に、合同会社説明会等のマッチングイベントを実施しております。事業実施は自治体を含む産業界等で構成する協議会となっておりますので、飯塚市を事務局とする飯塚地域雇用創造協議会において事業を実施しております。就職者数についてですが、現在実施しております地域雇用活性化推進事業は、令和4年10月から7年3月までの3か年の委託事業です。本事業の就職者数とは、企業の場合、講習会等の受講後、講習会等の効果により雇用した人数、求職者の場合、講習会等の受講後に飯塚市内に就職した人数、また飯塚市在住の求職者は市外に就職した人数も対象となります。令和4年10月から令和6年1月までの就職者数は147名となっております。就職者数の目標数につきましては、令和4年10月から令和7年3月までですが、148名としております。

○道祖委員

3年間の計画で令和7年までということで3月、この後1年間あるんですけど、今の答弁では、目標の就職者数148人に対して147人と、既に100%近く、この事業は今のニーズにあっていたということですね。問題は地元の企業が求める人が地元就職していらっしゃるのでしょうか。先ほど言った市外にも就職した方がいらっしゃると言っていました。そ



の分一番心配しているのが、地元の企業が今後求人難が生じるのではないかというふうに思っております。特にもうこれ再三言っていますけれど、今回の春の賃上げを見ますと大手はほとんど賃上げしていております。5%以上とか、例えば、ある大手なんかはというのは十何%、賃上げしたとか。もう簡単に1万円を超えて賃上げしているわけですが、それはそれで結構なんですけれど、地元の中小企業に対して、地元の人が就職するような環境がつけられていっているのかつけられていないとするなら今後1年間この事業があるわけですが、その中でそういうことをどういうふうに取り組んでいく考えがあるのか。お尋ねしたいんですけれど。

#### ○経済政策推進室雇用促進担当主幹

先ほど申し上げました就職者数のうち、就職者数147名ですが、飯塚市内の企業に飯塚市の方が146名、1名だけが市外のほうに就職ということになっております。今後の事業につきましてですが、人手不足と人手がないという声は聞いておりますが、市内には多数の魅力ある企業がありますので、その魅力を求職者に伝えられるような採用力の向上等の講習会を実施し、企業と求職者とのマッチングの事業を実施していきます。また人材確保に向けての直接的な取組と並行して業務の見直しや効率化を図ることも重要ですので、デジタル化やDXによる生産性の向上、経営改善に取り組むことが企業ができるよう、講習会を引き続き実施し、多くの企業の方に講習会に参加していただきたいと考えております。

#### ○道祖委員

1点お願いでございますが、地元の企業を、仕事を紹介してやる、分かりますかね。地元の企業が、元会社というか、親会社ならば結構なんですけれど子会社である。要は、いろいろなものをつくっていて、それが二次下請とか三次下請とか言われるような業種であるならば、その仕事を、役所としてできるだけ三次下請だったら二次下請に紹介する、二次下請だったら一次下請に紹介するという、やはりそういう工夫をしないといけないと地元の雇用は増えていかないと、思うんですよね。地元の産業も振興しませんから。だから、その辺の工夫を取り組む必要があるのではないかと思いますけど、そういうことは今までやられていますか。どうなんでしょう、お尋ねします。

要望にしておきますけど、何を言いたいと言うたら地元の産業というのを、ちゃんと把握、承知しておかないと駄目だということを言いたいわけです。地元の産業を把握、ちゃんと承知して、こういう企業があるからどうですかと、うちに企業誘致してくださいとかそういうふうに、やはりあるものを紹介して、企業誘致に結びつけるとか、そういうことをやらないと、ただ企業誘致しました、今までの関連企業だけを下請けとして使って、地元へ寄与しないというふうにならないように、やはり地元の企業も一緒に企業を誘致したときに生きていけるような取組をやはり工夫しないといけないと思うんですよね。だから、地元の企業はどんなものをつくって、どこに売っているかぐらいのことは、やはり企業を訪問して、きちっと紹介できるようにしないといけないと、意外と役所の方はそういうことを知らないんですよね。知らない方が多いんですけれど、そういうことをしないといけないと、ちょっと長くなると時間がなくなるからあれなんですけど、私が企業をご挨拶してまわると地元の企業の方が、やはり企業誘致だけでも、地元の企業に寄与しないと、ただ人を取られるだけだというふうに言われる方もいるということを再三言いたいわけですよ。その点を考えて、地元の産業振興、今ある企業の振興も図りながら、まちが潤うようにしていただきたいということを要望して、終わります。

#### ○委員長

同じく173ページ、その他の商工業振興費について赤尾委員の質疑を許します。

#### ○赤尾委員

同じく予算書の173ページ概要書の36ページについて、地域雇用活性化推進事業について

てご質問させていただきますが、今道祖委員の質問で答弁されましたので、内容というか概要についてはちょっと割愛させていただきます。要は地元企業と市内求職者のDXを軸としたスキルアップと、その後のマッチング、そういう取組が国に評価されて委託されているという事業で間違いないでしょうか。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

間違いございません。

○赤尾委員

それでは概要書の中で飯塚地域雇用創造協議会負担金があるんですが、これについて説明してください。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

飯塚地域雇用創造協議会負担金4335万2千円のうち、3647万9千円は、厚生労働省の委託を受け実施する地域雇用活性化推進事業の事業費相当額となります。厚生労働省の委託料の支払いが年度末になりますので、市からの負担金で事業を実施し、委託料の支払い後に同額を市へ返還いたします。残りの687万3千円につきましては、小学校、中学校、高等学校及び大学の人材育成等の事業のための費用となっております。

○赤尾委員

ということは4300万円ぐらいの負担金のうち、3600万円ぐらいは厚生労働省が負担すると。残りの680万円ぐらいが実質負担ということになるわけですか。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

そのとおりでございます。

○赤尾委員

この厚生労働省が負担する分の委託料の算定基準がお分かりでしたら教えてください。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

こちらの算定基準につきましては、令和4年10月に提案した際に採択された飯塚市が提案した事業費となります。

○赤尾委員

それではこれまでの取組から見えた課題と今後の事業の方向性について教えてください。

○経済政策推進室雇用促進担当主幹

企業向けの講習会においては、デジタル化DXを軸に参加企業が抱える課題を抽出し、課題解決に向けたスキームを自社に反映することができるような内容となっております。1回3時間、5回が1セットの講習会となっており、全てに参加した事業所においては、理解が進み課題への取組も進んでおりますが、DXに対する認識を意識的に変えてもらう必要性があり、経営者も含め周知、継続的な参加を促し、意識を転換してもらう必要があると考えております。求職者につきましては、デジタルスキルやデジタル人材としての課題や、これからの展望を自己に置き換え、今後の就職に生かすことができるような内容とし、回を重ねるごとに参加者のDXマインドも高まっております。このような人材をいかに市内企業とマッチングしていくかが今後の課題と考えております。

○赤尾委員

地元企業の人手不足解消、それと市民に対しての雇用の拡大というか、創出という点に大きく寄与する事業だと思いますので、今後も本事業の強化をお願いしたいと思います。また、国からの委託事業ということで、市の財政負担が少ない点も大変魅力であります。現在2期目ということで、3期、4期と継続していけるように取り組んで頂くことを要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、176ページ、観光施設整備事業費について藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

176ページ、観光費、観光振興事業費、八木山溪流公園整備事業費について、本予算で各所解体工事が上がっておりますが、その工事の内容についてお尋ねをいたします。

○商工観光課長

八木山溪流公園整備事業費につきましては、この公園が上級者向けのキャンプ場でありますことから、なるべく自然な形に戻していきたいと考えております。そのため、溪流公園の道中や頂上に設置してあります老朽化した構造物でもある東屋3棟及びトイレを解体撤去するものでございます。

○藤堂委員

八木山溪流公園について解体を行っていただけるとのことで、お答え頂き感謝申し上げます。最後ちょっとせっかく整備して頂くので、今後の活用について、要望させていただきます。他市事例として、土地を一定の価格で割って、年間で一部貸出しをするというサービスがあるようです。本市も山などの人がいない土地は、管理等が気になるころだとは思いますが、貸与者に好きに管理してもいいよと、貸出しするサービスは一定需要が今のところはあるようでして、こちらとしても管理の手間が省けるといところがございます。少ないですが、収益を上げられる可能性も1点あると。一方で、好き勝手やられる可能性があるのではないかとというところがございますが、民間事業者のホームページであったり、動画とか利用者サイドの声を拝見する限りでは、今のところはやはりそういう年間で土地を借りてやるという方々は、すごいキャンプに対して情熱が強いので、すごいリスクがあるのかやはりそういった、何か荒らされたといった声は今のところはないようでした。

同僚議員も言われます自治体も積極的に稼いでいこうと言われておりますので、あくまで需要があればですが、本市のリソースを十分活用していただければと思います。また、キャンプに行かれている方の話で福岡市内の方と話す機会がありましたけれども、キャンプするとなると、他県、福岡を越えて大分とかに行かれるみたいなんですよ。飯塚市にあったらどうなのかなみたいな話もするんですけど、ちょうどいいと。山を、八木山を越えるだけなので、めっちゃめっちゃちょうどいいと。わざわざ他県に行かなくて済むというちょっと声も聞いておりましたので、自然も豊かで地の利もあるのではないかと、1点思っております。

最後、どうなるか分かりませんがトイレに関してですが、御存じかもしれませんがバイオトイレというものがございまして、知らない方にちょっと少しだけ説明するんですけど、バイオトイレで人間の排せつ物を微生物の働きによって分解処理するトイレのことらしくて、処理された排せつ物は農業や園芸用の肥料として活用することができて、堆肥トイレと呼ばれているみたいです。1点電気代はかかるみたいなんですけど、水を必要としなくて、くみ取りの必要もないというところですので、ご検討される際は一つの方法にいただければと思います。

○委員長

次に、176ページ、サンビレッジ茜整備事業費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

同じく176ページ、観光施設設備事業のサンビレッジ茜整備事業費、約1億4500万円についてです。工事費が計上されておりますが、まずサンビレッジ茜の施設概要についてご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

サンビレッジ茜は、平成2年に旧筑穂町が地域の活性化のため、勤労者等の余暇活動施設として設置いたしました。通年型の人工芝スキー場施設、それとロッジやバンガローの研修キャンプ場施設、それと茜ドームのスポーツ施設を大きく分けると、3つの機能を有した施設でございます。

○藤堂委員

現段階で3つの事業があるとのことですが、サンビレッジ苗の利用者数、収支、指定管理料の推移についてお尋ねをいたします。

○スポーツ振興課長

利用者数につきましては、開設当初は年間10万人を超える来場者がありましたが、その後減少が続き、令和4年度は2万858人の利用にとどまっております。収支の状況につきましては、人工芝スキー場や苗ドームのスポーツ施設及び、キャンプ場やロッジの宿泊施設運営の公益事業、それとレストラン運営の収益事業、いずれにおきましても平成27年度以降、単年度収支はほぼ毎年赤字となっております。また、当施設は利用料金制の指定管理を行っておりますが、毎年約3千万円の指定管理料を市が支払っているという状況でございます。

○藤堂委員

毎年赤字で運転をされているとのこと、今回、電気設備の改修の予算が計上されておりますが、築34年が経過している施設であるならば、このほかにも改修しなければならない箇所や改修の必要が迫られる箇所があると思います。こういったところがございませうでしょうか。

○スポーツ振興課長

施設全体が老朽化いたしております。施設の大部分が改修が必要となっております。特にスキー場部分では、人工芝の張り替え、散水機、ベルトリフト、スキーハウスにおいてもトイレの改修、レンタルスキー道具の更新が必要な状況でございます。研修棟のロッジは、こちらのほうも建物全体のリニューアル、トイレ設備、電気設備の改修が必要な状態となっております。

○藤堂委員

今後大規模な改修が必要であると認識をいたしました。それでは本市はこの施設の在り方について今後どのように考えていますでしょうか、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

サンビレッジ苗は、今回の電気設備のみならず、施設全体の老朽化が著しく、施設存続のためには大規模な改修が必要な状態となっております。また施設の老朽化とともにレジャー、レクリエーションの多様化によって、サンビレッジ苗の利用者数は減少傾向にあることから、施設整備に当たっては、総合的な見地で施設の在り方、方向性を定め、その必要性を含めまして整備方針を策定する必要があると考えております。そのため現在関係部署と協議を行いまして、整備方針策定に向けた様々な可能性について検討を行っているところでございます。

○藤堂委員

現在様々な可能性について整備方針を策定されているということですが、その内容についてご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

サンビレッジ苗は、先ほども申しましたように人工芝の通年型のスキー場施設、ロッジやバンガローの研修、キャンプ場施設、苗ドームのスポーツ施設を大きく分けると3つの機能がございませう。それぞれの機能の今後の利用可能性、利用見込みや適正な施設規模、その必要性についても検討いたしております。また、施設整備を行う場合、多額の財政支出となることから、民間資金の活用の可能性、国、県の補助金等の活用についても併せて検討を行っているところでございませう。

○藤堂委員

最後、ご検討していただければと思いますが、サンビレッジ苗に関しては、昨年私も友人家族と遊びに行きまして、個人的にはまだまだ全然使えるなと思っておりますが、毎年赤字で運転しているとはちょっと存じ上げませんでした。再整備に当たって、地域活性化、観光施設なのか、青少年健全育成施設なのか、まず施設の目的を今後明確にしていきたいと思っております。それにより整備の方向性も変わらうかと思っております。そして整備方針策定に当たっては、イニシャルとランニングコストを考慮する必要があると思っております。その上で、利用が見込めな

い、整備費用が莫大となるということであれば、非常に言いにくいんですが、筑穂の巨匠が2人もいる中で大変言いにくいんですけども、施設の廃止を検討してもいいのではないかと考えております。現在様々な可能性を探っていただけているとのことですので、引き続き、検討して、この施設をどうするのかその方向性適正な在り方、整備方針を決めていただければと思います。

○委員長

次に、8款土木費、177ページ、定住化促進事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

177ページ、土木管理費、土木総務費、住宅取得移住奨励事業費についてお尋ねします。今回1億2800万円が計上されておりますけれども、この制度を使って飯塚市に何所帯何人のこれまで移住していただけたか、それを1点確認させてください。そしてまたその人たちが、移住に際して飯塚市を選んだ理由について、把握しておるならばそれについてもご答弁を頂きたいと思います。たしか100万円の内容については、3大都市、東京都の近隣でしたか、国から100万円の補助が出るというふうに理解しておりますけど、現実的には、その補助金も併用して使われて、おるんでしょう、都市圏のやつは。国の制度も使っておるというふうに、思っておりましたけど、そういうことで理解していいんでしょうか。それ以外のものについては単費というか、市のほうで予算を計上して、単費で計上しているというふうに理解してよろしいんでしょうか。それと県内と県外が、県内の人たちと県外の人たちがどれぐらい来ておるのか。また県内だったら、どのような地域から飯塚市を選んで頂いているのか。その点、答弁をお願いいたします。

○都市建設部次長

まず、最初のこの制度が始まって本市に何名、何件、移住されているのかという部分からお答えさせていただきます。この制度開始は令和2年度より事業を開始しております。令和2年度につきましては、世帯数が18件、移住人数は54人となっております。令和3年度につきましては、世帯数が58件、移住人数は140人となっております。令和4年度につきましては、世帯数107件、移住人数335人、令和5年度につきましては、2月末現在値となりますが世帯数93件、移住人数240人となっております。したがって、制度開始後、年度途中になりますが、4年間の合計、合わせまして276世帯、769人の方が本市へ本制度を活用して移住していただいております。

また引き続き、アンケートの調査についてお答えさせていただきます。アンケートにつきまして、上位から3つということで答えさせていただきます。1番、この制度を使っただき飯塚市に移住した方につきまして、1番目は、都市圏と比べて、土地や建物の購入費が安かったからということで、106件の方が回答されております。2番目は、飯塚市内に親や親戚などが住んでいると、もしくは、生まれ育ったところであるということで、101件の方が回答されております。3番目としまして、八木山バイパス4車線化工事及びJR、バスなどの公共機関が充実しており、通勤通学に便利であるということで、79件の方からご回答を頂いております。その以下として、移住定住奨励金の制度があったからということで74件、ゆめタウンの進出や日常生活の魅力のある商業施設が充実しているというのが56件となっております。本市に移住された方の276世帯の全てのアンケート結果となります。

次に、今申されました国の補助金、都市圏ですね。こちらちょっと私の所管ではございませんけど、うちの奨励金につきましては、国からの国庫補助45%ということで、移住定住奨励金ということでやっております。今質問委員が言われた関係は総合政策課のほうで、UIJターンということでやっている移住制度のほうになりますので、ちょっと当課の所管事務ではございません。

まず、県内県外のからの移住ということですが、まず県外から答えさせていただきます。令

和2年度につきましては、申請世帯18世帯全てが県内からの移住者となっております。令和3年度につきましては、58世帯のうち県内からの移住者が40世帯、県外からが18世帯となっております。令和4年度につきましては、107世帯のうち、県内からの移住が87世帯、県外からが20世帯となっております。令和5年度につきましては、これも2月末現在でございますが、93世帯のうち、県内からの移住が76世帯、県内からが17世帯となっております。したがって本制度開始以降、276世帯のうち、県内からの移住世帯が221世帯、県外からが55世帯となっております。

次に引き続きまして県内からの移住元として、多い順を上位3自治体にて答弁させていただきます。令和2年度における県内からの移住の18世帯におきましては、福岡市からが7世帯、19名です。粕屋町からが3世帯で11名、篠栗町からが3世帯で9名となっております。令和3年度における、県内からの移住世帯は40世帯、福岡市からが11世帯24名、北九州市から5世帯13人、篠栗町から5世帯で13人となっております。令和4年度における県内からの移住世帯は87世帯でありまして、福岡市からが27世帯71人、篠栗町からが9世帯で32人、粕屋町からが8世帯で25人となっております。令和5年度における、県内からの移住者数、2月末現在ですが、76世帯でありまして、福岡市から23世帯53名、北九州市から8世帯25名、粕屋町から世帯で22名となっております。

#### ○道祖委員

これは再度と言うことなんですけど、何で筑豊以外で100万円の補助を出して、定住政策をやっているのかな、移住政策をやっているのかな。国の補助金をもらって云々ということで、一部もらっているということなんですけど、半分は補助金で半分は単費ということでしょう。単純に言えばですね。276世帯がきて100万円払ったということですよ。ということは2億7600万円払ったと。人数でいくと、累積人数でいくと、制度を入れてから、計算ちょっとばたばたしたんで間違っているか分かりませんが、1646人ですよ。単純に言えば、交付税10万円としても、1億6460万円ということですよ。ですよ。間違っていないでしょう。2億7600万円支出して、半分は国の補助だから1億8千万円ぐらいの支出だということ。その代わり1646人だから1億6460万円の税金は交付税で返って、住民税で返ってきたという単純計算、考え方ですということ、この制度というのは、持ち出しが多いなという制度ですよ。それで、お尋ねしますけれど、筑豊以外から来ている転入者が、どれだけのいるか。この制度と重なって、何人いるか確認します。

#### ○都市建設部次長

この筑豊圏域外、筑豊圏域内ということですが、当課で統計調査等は行っておりませんこと、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和4年度の進捗状況の記載内容にてお答えさせていただきます。令和2年から令和4年の3か年でお答えさせていただきます。令和2年につきましては、転出者が968人に対し、転入者が1271人、303名の転入超過、社会増となっております。令和3年度につきましては、転出者が995人に対して、転入者が1163名、168人の転入超過、社会増と。令和4年につきましては、転出者912名に対し、転入者が1247人で335人の転入超過、社会増となっており、転入者、合計いたしまして3681人、転出者が2875人となりまして、令和2年から令和4年の3年間にしましては806人の転入超過となっております。

#### ○道祖委員

単純に言えば筑豊地区からこの3年間で800人は入ってきていただいているということですよ。先ほどの制度は令和5年までの人数を言っていましたよね、世帯数と。5年度の数字が出てきてないから、この800人は超えるだろうということですよ。何人越えるかですけど、単純に3年間でこれ累積したら、2186人になるんですよ。分かります。先ほどの計算で国からの交付税を10万円頂けるとしたら、2億1860万円入ってくるわけですよ。こ

の人たちには対しては、勝手に入ってきて頂いてありがとうございます。別にウエルカムもしないで、入ってきて、もう単純には、純利益みたいなものなんですよ。だけど私は思うに前々から言っている、何で筑豊地区と差別するのかと、これだけが分からないんですよ。3年間で2億円も貢献してくれているんですよ。この人たちはひょっとしたら住宅を持った、同じように。筑豊以外から来た人と同じように家を買ったりいろいろ物を買ってきてここで消費してくれている。そんなことを考えたら何で筑豊地区で差別するのか、自分たちで何で筑豊地区で差別するのか、これだけが分からないんですよ。来ていただいて例えば、1人当たり10万円出したとしても、10万円、そしたら1年で元とるわけですよ。少子高齢化とって、そして人は減っていつてくるわけですよ。幾ら頑張ったとしても人は減っていつてくるのは事実なんですよ。ただそれは人が減っていけば税収はやはり下がるわけでしょう。交付税が少なくなるということ、単純に考えれば。ということはやはり地域の活性化は停滞していくだろう、活性化の力がなくなっていくだろう。そういうふう思うわけですよ。ですから何で筑豊、筑豊というんだろうというのが疑問でしょうがないんです。筑豊で1番になろうと思ったら筑豊の人たちに来てくださいという便宜を図って、飯塚は筑豊の中で1番になって何が悪いんですか。それが分からないんですよ。やれるうちにやっておけば人口を増やせるだけ体力あるうちに、人口を増やすだけ増やせばいいではないですか。まちづくりそれでやっっているいろいろな投資してきているでしょう。だから、福岡から来る人はゆめタウンができてから、交通の便がいいからとか言ってきているわけでしょう。まちを選んでくれているわけでしょう。筑豊の人たちも飯塚がいいと言ってまちを選んで来てくれて、まちづくりに貢献してくれているんですからね。筑豊以外の人に100万円を出すんだったら筑豊の人に10万円でもいいから出してちょっと来てくださいって言ったほうがいいんじゃないんですか。そして、今のうちに体力をつけて、そしてさらに人口を減らす、人口が減っていくカーブを緩やかにしていくとかいう方法を考えていかないと駄目なんではないかと思うんです。金を出すということについては、財源が要りますから、単費になってくるから、これは厳しい財政状況の中では、考える点は多々あるかと思えますけど、ただいま言ったようにですね、1年間で10万円出したとしても、1年間で元をとるではないですか。何もしなかったらゼロですよ。ゼロとは言いません。勝手に入ってきてくれますからね。何もしなくても勝手に入ってくる。だけど、より一層入ってもらうためには、そういう投資も必要ではないかと私は思うんですけど。これについての見解を副市長なり、市長なり、担当者でもいいですけど担当者はちょっと政策的な問題になりますから関係部署のトップか、副市長の答弁お願いしたいと思います。

○久世副市長

今、質問委員からのご質問でございます。さきの経済建設委員会のほうでもこのご提案を頂いておったところでございます。今後の人口推計が非常に厳しい見込みの中で、やはり定住人口の確保というのは我々自治体にとって課せられた大きな課題であると考えております。私、せんだっての委員会から、今日のまた質問の中でもいろいろ考えておりますんで、やはり筑豊地区の中で、いろんな定住自立圏構想とかがあって、言わば筑豊地区同士での人の取り合いはっていうふうなところもあるんですが、しかしながら確かに逆転の発想で、筑豊地区から人が出ていくことに留めることになるわけですね、飯塚に住んでいただくということは。確かにご指摘のとおり、1人人口が増えれば交付税がどんと増えるわけで、その施策に対する対費用効果って非常に大きなものがあるのも十分理解しておりますので、全くもって同じ取扱いということ、含めまして、ちょっと今後前向きに検討してまいりたいと考えております以上です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 21

再 開 15 : 30

委員会を再開いたします。

同じく177ページ、定住化促進事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の177ページ、概要書の37ページ、住宅取得移住奨励事業費について、ご質問させていただきます。住宅取得移住奨励補助金につきまして、令和6年度当初予算額は、前年度当初予算額より2270万円を減額した予算計上となっておりますが、その算定根拠についてお尋ねします。

○都市建設部次長

まず、令和4年度につきましては予算額7千万円に対し、基本額の交付件数が107件、加算対象人数、これは5歳未満のお子さんです、126人の申請があり、補正の対応を行いまして、交付決定をしております。合計で335人の移住の方が生まれております。

次に、令和5年度につきましては、2月末現在となりますが、予算額1億5070万円に対し、基本額交付件数100万円です、93件、加算対象人数69人で、交付決定額は9990万円となっております。現在、240人の方が飯塚市に移住されております。

令和6年度につきましては、令和2年度の制度開始から5年目を迎えますことで、これまでの申請の実績を踏まえた中で、申請件数等の動向等を踏まえた中で、基本額100万円を118件、加算対象人数、こちらは子どもさんを1人で10万円の加算で、100人を想定して、前年度より減額予算となっておりますが、その辺を精査した中で、来年度の当初予算額として1億2800万円を計上いたしましたものです。

○赤尾委員

それでは、次に本制度が本市の人口動態にも影響しているものと考えておりますが、本市における人口の自然増減と社会増減はどのようになっているのかお尋ねします。

○都市建設部次長

先ほど、前回、委員のほうにもお話をいたしました答弁とちょっと重なる内容もございますが、その中で対応させていただきます。当課では統計調査等は行っておりませんことで、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和4年度の進捗の記録の中でお答えさせていただきます。本市における人口の自然増減及び社会増につきましては、令和2年から令和4年の3か年でお答えさせていただきます。まず、自然増減の推移につきましては、各年度出生者数の減少傾向と死亡者数の増加傾向が見受けられ、令和2年が664人の減、令和3年が776人の減、令和4年が981人の自然減となっております。

続きまして、社会増減の推移につきましては、令和2年は12人の転入超過、こちらが社会増です。令和3年は221人の転出超過、社会減ですとありますが、令和4年度は転出者が4742人に対し、転入者が4921名となっており、179人の転入超過、社会増となっております。

○赤尾委員

社会増減において、令和4年は179人の転入超過となっているようですので、市の様々な取組の中で、住宅取得移住奨励補助金制度がその成果に貢献しているのではないかと考えています。では、担当課として、本制度の成果として、どのような分析・評価をしているのかお尋ねします。

○都市建設部次長

先ほど答弁しましたとおり、本制度につきましては令和2年度より実施しており、本年度、令和5年度までの約4年間で276世帯、769人の方に本市を選んで頂き、新たな移住者が生まれております。

補助金の申請時にアンケート調査を実施しており、多数の方よりこの制度は飯塚市への移住促進に効果があるとの回答を頂いておりますことから、本制度が本市の移住政策の一端を担い、



一定の成果を上げているものと評価しております。

また、新築、中古を問わず本市で住宅を購入し、移住していただけることから、地方交付税や固定資産税の増収なども見込まれることから、広くは地域経済に対しても好循環をしたものと考えております。

#### ○赤尾委員

本市にとって素晴らしい制度であると理解しましたが、しかしながら、私としましては、さらに本制度を利用して本市へ移住定住をされる方々を増やしていく必要があるものと考えます。今の分析から、今後本制度を活用し、本市へ移住される方を増やすためにはどのような取組を考えているのかお尋ねします。

#### ○都市建設部次長

これまでの広報につきまして、市のホームページやSNSを通じた情報発信に加え、市内の住宅建業者事業所へのチラシの設置、地域情報誌への掲載を通じたPRなどに取り組んでおりましたが、今年度は新たに、令和5年度で9月30日と2月24日に博多区東、平尾公園にありますベスト電器スタジアムで開催されましたJリーグアビスパ福岡・飯塚市スペシャル応援デー、こちらのほうにブースを設けまして、PR活動を行っております。本市は、福岡県の中央に位置しており、福岡都市圏並びに北九州都市圏へは、約1時間以内の距離でもあります。その立地を含む本市の魅力や、様々な方に知っていただくには、今後、どのようなPR活動・情報発信ができるかが非常に大事になってくると思っております。

令和6年度につきましては、他の部署とも連携して、本市の強みを生かしたPRを積極的に行いながら、県外や県内で開催される各種イベント等に足を運び、周知活動を行うこととともに、県内で10か所ございます総合住宅展示場のほうに本市の制度チラシを新たに設置していただきますよう、今現在、事務手続を行っているところであります。そのことにより、本年度これまで行ってきたPRより拡散するものになると思っておりますので、より一層、移住定住が図れるものと思っております。

#### ○赤尾委員

予算だけを見ますと、予算額が減っているということで制度が後退しているかと思いましたが、これまでの実績を踏まえた上でより実態を捉えた予算計上とお聞きし、安心しました。

しかしながら今の答弁を聞いておりますと、令和4年度に比べ、今年度、令和5年度は申請件数が減っているのは、これまた事実であります。私自身は、この制度は飯塚市を定住先として選んで頂くためにもっと周知活動を盛んに取り組んでもらいたいと思っております。本市の政策とも合致した制度であり、今後も伸ばすべきものだと思いますので、先ほどの答弁のありました本制度を含めました本市の魅力PR活動をより一層強めていただき、移住定住人数の増加に努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○委員長

次に、183ページ、菰田・堀池地区活性化事業費について、光根委員の質疑を許します。

#### ○光根委員

183ページ、道路橋梁新設改良費、菰田・堀池地区活性化事業費の事業内容について教えてください。

#### ○都市計画課長

菰田・堀池地区活性化事業は、令和4年3月に策定いたしました飯塚駅周辺地区整備基本計画に基づき、社会資本整備総合交付金のメニューの一つであります都市構造再編集中支援事業を活用し事業を進めており、そのうち道路橋梁費につきましては、本年度、令和5年度に旧卸売市場周辺道路整備が完了したところでございます。令和6年度は飯塚駅の北側に位置する上浦・六郎町線、桜ヶ丘踏切の改良工事と飯塚駅南側最寄りの踏切であります中牟田・熊添線城ヶ崎踏切の実施設計等を実施する予定としております。

○光根委員

それでは、令和6年度に計上されております予算の内容を教えてください。

○都市計画課長

計上しております4830万9千円の内訳について説明させていただきます。まず、不動産鑑定手数料38万9千円について説明いたします。中牟田・熊添線城ヶ崎踏切においては、幅員が狭いことから、車の離合がしにくく、また歩行者の安全確保も不十分であるため、道路の一部拡幅が必要となります。その道路拡幅に係る土地購入費用の算定根拠として不動産鑑定が必要となることから、手数料を計上しているものでございます。次に測量委託費246万円につきましては、先ほど申し上げました城ヶ崎踏切拡幅に伴う土地の境界確定測量や分筆に係る委託費用を計上するものでございます。最後に、踏切改良事業負担金、4546万円でございます。鉄道敷に係る整備におきましては、安全性確保の観点から、鉄道事業者が事業主体となる必要があることから、令和6年度に予定しております上浦・六郎町線桜ヶ丘踏切改良工事費相当額、3146万円と中牟田・熊添線城ヶ崎踏切の実施設計費相当額1400万円をJR九州への負担金として計上しているものでございます。

○光根委員

では最後に、城ヶ崎踏切の改良内容と今後のスケジュールについて教えてください。

○都市計画課長

令和6年度の実施設計において、内容については詰めてまいりますが、計画概要といたしましては、踏切内の現状の車道幅員が現在4.4メートル程度、歩道幅員が1.4メートル程度であることから、安全でスムーズな通行ができるよう、車道幅員を6メートル、歩道幅員を2.5メートルに拡幅し、改良を行う予定としております。

今後のスケジュールといたしましては、令和6年度に実施設計を終え、令和7年度より工事に着手し、令和8年度の完了を予定しております。

○委員長

次に、191ページ、公園施設管理事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

191ページの公園施設管理事業費についてでございます。3952万6千円計上されておりますけれども、内容をお願いします。

○都市計画課長

この管理委託では、都市公園をはじめとする市内の各種公園におきまして、繁茂した樹木の剪定や木の枝、落ち葉等により、近隣住民の皆様にご迷惑おかけしている樹木の伐採等を行っております。

○光根委員

勝盛公園や大将陣公園などの桜は、桜の名所として市民の皆様にご親しまれておりますが、これらの公園内では、台風により倒木したり、腐りかけているもの等、老朽化した桜の木が目立つようになりました。そこで、これらの老朽化した桜の木を樹木医の方に診断等をしてもらい、桜の木の保護や育成等を行ったりしているのでしょうか。

○都市計画課長

先ほどご答弁しましたように、現在は繁茂した樹木の剪定や木の枝、落ち葉等により近隣住民にご迷惑をおかけしている樹木の伐採等を行っているところでございます。質問委員がおっしゃいます樹木医による桜の木の診断等については行っておりません。

○光根委員

最後に要望になりますけれども、この樹木管理につきましては、本市では樹木の剪定、伐採等しか行っていないということでございますけれども、他市の桜の名所と言われる公園におきましては、しっかり年間を通して維持管理体制をとっているところも多くございます。桜の寿

命は60年ぐらいとも言われておりますし、長いところでは樹齢100年とかというものもございます。将来にわたって育成していかなければならないと思います。予算の問題もあるのですが、市民の憩いの場である勝盛公園、また大将陣公園等をはじめとした各公園の桜の管理計画というか、光の当たり具合とか、また土壌の管理とかも含めまして、そういう管理計画などをつくるなどして、遊具だけではなく、桜などの樹木も含めて、全体的に管理をしていくよう計画が必要だと思います。ご検討頂きますようお願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に、197ページ相田公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料のナンバー34、ナンバー35、説明をお願いします。

○住宅課長

初めに資料ナンバー34、公営住宅等長寿命化計画に基づく移転解体払下げの実績について説明いたします。資料81ページをお願いいたします。こちらでは平成25年度から令和5年度までの10年間に実施した移転戸数、解体戸数、払下げ戸数をお示ししております。移転戸数については、移転のため離れていただいた団地、移転元の団地の欄に件数を計上しておりますが、過去10年間の移転戸数、5件の移転先は本市の市営住宅、他の市営住宅にお移り頂いております。なお、この10年間で解体した戸数が98戸、払下げを行った戸数が56戸となっております。以上、簡単ではございますが、公営住宅等長寿命化計画に基づく移転、解体、払下げの実績の説明とさせていただきます。

続きまして資料ナンバー35、相田団地建替事業に係る計画及び地盤調査の実績について、御説明いたします。資料については82ページからとなりますが、82ページが事業スケジュールとなっております、83ページと84ページにて本年度実施しました地盤調査の実績をお示ししております。82ページへお戻りください。はじめに事業スケジュールの御説明をいたします。令和6年度においては周辺環境影響調査、造成工事、地盤調査の実施を予定しております。各事業について概略を申し上げますと、周辺環境影響調査は、今後実施予定の相田団地1棟目の建設工事により振動等による被害の申出があった際、速やかにその被害を確認するために、事前に周辺家屋の調査をさせていただくものでございます。調査対象数は8件となっております。造成工事につきましては、1棟目の建設敷地となる旧相田公園の造成工事で、造成面積は6951平方メートルとなっております。地盤調査につきましては、2棟目の建設敷地の試掘調査を実施するものですが、これは1棟目の建設の準備を進めるに当たり、想定外の石炭採掘跡が確認され、近隣区域では、どの場所においても想定外の坑道が見つかるかもしれないという見地に立ち、可能な限り早期に資料を収集するために、2棟目の建設敷地の試掘調査を実施するものです。

83ページについては、先ほど申し上げました今年度実施いたしました1棟目建設敷地の地盤調査箇所的位置図となっております。84ページには、その調査実績となる地質断面図をおつけしております。このたびの調査で、1棟目の建設敷地下に経済産業省にも届出のない想定外の石炭採掘跡が確認されております。地質断面図でご覧いただきますと、下から2層目の水色の層、坑道と表記された層に当たり、地表面が約15メートルから28メートルの深さで確認されております。以上で、相田団地建替事業に係る計画及び地盤調査の実績の説明とさせていただきます。

○川上委員

浅所陥没が発生するおそれが非常に高い用地になっております。総事業費はどのくらいまで伸びるか、お尋ねします。

○住宅課長

設計業務の前段階で実施しました今年度の地質調査、この結果により、まず、今年度当初計

画していたボーリング調査の調査箇所数や掘削深度を追加することとなりました。この結果により、1棟目の建物の設計業務に入るんですが、こちらのほうは12月議会のほうで私どものほうからご説明いたしました。繰越しとなりまして、来年度6月まで検証業務、設計業務を行うこととしております。今現在、詳細について検証しておりますので、まだ具体的にはちょっと数字のほうは申し上げることができません。

○川上委員

大阪万博みたいな話になっているわけですね。それで、ここは既に不適地という状況ではないんですか。

○住宅課長

近隣区域では、どの場所においても想定外の坑道が見つかるかもしれないという建設条件には大きな差異はないと考えております。市としましては、調査の結果に基づき、安心安全な市営住宅を提供するために万全の策を講じるべく、様々な建設工法の検討を行うこととしております。

○川上委員

地下に流し込む生コンがたくさんいるというような状況になるのではないかと心配するわけです。周辺住民との合意形成をどのように図るつもりかお尋ねします。

○住宅課長

市としましては、今後も地元建替連絡協議会と連絡、調整、協議を行いながら、自治会をはじめとする地域住民の方々への丁寧な説明に努め、事業へのご理解とご協力をお願いすることとしております。

○川上委員

合意形成をどう図るか聞いたわけです。

○住宅課長

繰り返しとはなりますが、本市といたしましては、事業を進めていく一方で、今後も地元自治会をはじめとする地域の住民の方々へ丁寧な説明を尽くし、事業への御理解と御協力をお願いすることとしております。

○川上委員

福祉の拠点たるべき公営住宅を造るのに、地域住民、周辺住民の理解が得られないまま事態を進めるといふわけにいかないでしょう。

それで、説明をする、説明するではなくて、意見を聞くのが先ではないんですか。

○住宅課長

質問委員の今お話の内容については、1棟目の建設地、旧相田公園となっておりますが、その相田公園のほうを存続させていただきたいというふうにご希望なさっている方々と認識します。そちらについてのご説明なんですが、今年度も昨年の6月なんですが協議を行っております。その中ではまだご理解頂けず、今年度の地盤調査の現地での着手時にもちょっとお話をさせていただいたんですが、現在まで事業へのご理解を頂くには至っておりません。ただここまで、市のほうでは、一旦決定済みであった建設計画を一旦立ち返り、地域間に残る2つの建設案を公共事業の観点から比較・検証して、最終的な建設計画を決定しております。こうした方々にもその建て替えの必要性や計画決定までの経緯についてはお知らせをした上で、事業に着手させていただいておりますので、私どもは今後、先ほど申し上げましたように事業を進めていく一方で、そういう方々にも丁寧にご説明を尽くして、事業へのご理解をお願いしていく次第です。

○川上委員

合意の形成理解を得るためには、話を聞かなければならないということ、これだけ指摘しても分からないままでやろうとしているのは、穎田子育て支援センターの移転につき、強引き

を示しているわけだけど、それとほぼ変わらない。福祉の問題で、住民合意なしに強引に進めるという態度はきっぱり改めてもらいたい。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、「第7款 商工費」から「第9款 商工費」までについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします

休 憩 15 : 56

再 開 16 : 05

委員会を再開いたします。

次に、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております210ページ、人権教育費、人権啓発事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

ナンバー36、資料説明を求めます。

○人権・同和政策課長

資料85ページをお願いいたします。人権啓発事業委託の内容を委託料の内訳と消費税の納税証明書及び委託先団体の発足後の経過の分かる資料、メンバー推移をお願いいたします。委託事業の内容は、左側の上段に書いてあります研修事業、相談事業、広報事業、展示事業、その他啓発事業等となっています。その右側の表ですが、委託料の内訳となっております。賃金、共済費、諸経費、事業費、消費税となっています。下段の表につきましては、委託料の推移は平成26年度から令和6年度までを記載しております。

次に86ページをお願いいたします。消費税の納税証明書が委託先からの提出資料にありませんのでご用意できません。その納税証明書の代わりとは言うてはなんですが、3年間分の活動計算書を資料提出としております。この活動計算書の下段、下から4行目に当たる法人税、住民税及び事業税に国税として納付した消費税が含まれております。

次に88ページをお願いいたします。委託先の経過については、平成18年度から令和5年度までの人権啓発に係る事業の地域を掲載しております。右側には平成25年から令和5年度までを掲載しております。

89ページをお願いいたします。メンバーの推移については、上段に理事等の推移、それから下段には啓発推進員の推移を掲載しております。年度につきましては、平成26年度から令和5年度までを掲載しております。

○川上委員

令和6年度委託料の内訳をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

委託料の内訳としましては、賃金、共済費、諸経費、事業費と消費税となっております。

○川上委員

金額を。

○人権・同和政策課長

金額の内訳につきましては、まだ事業者等が決まっておきませんので、積算根拠となりますので、答弁は控えさせていただきます。

○川上委員

令和4年度のものを実績でお願いします。

○人権・同和政策課長

決算ベースになりますが、賃金が3719万3千円、共済費が617万1千円、消耗品等が140万円、事業費が242万9千円、それらの合計に対する消費税が471万9300円となっております。

○川上委員

この事業のスタートから毎年度の予算額、委託料を答弁してください。

○人権・同和政策課長

合併後から今回提出しております、現在執行しております令和5年度、それから来年度の計上分を合計した金額ですが、7億8084万9960円となっております。

○川上委員

合計は分かりました。毎年度の委託料をお尋ねしました。

○人権・同和政策課長

決算ベースにはなりますが、合計額を申し上げます。平成18年度が1044万7472円、平成19年度、2904万2141円、平成20年度、2902万7612円、平成21年度、2902万7612円、平成22年度、2877万2789円、平成23年度、2883万2358円、平成24年度、2883万2358円、平成25年度、4680万円、平成26年度、4809万9999円、平成27年度、4809万9999円、平成28年度、4831万9200円、平成29年度、4832万4600円、平成30年度、4907万9520円、令和元年度、4997万6600円、令和2年度、4991万5800円、令和3年度、5094万7600円、令和4年度、5191万2300円、令和5年度は現在進行しておりますので予算ベースになりますが、5232万1千円となっております。

○川上委員

さっき内訳を聞きました。賃金の累計は幾らですか。

○人権・同和政策課長

決算ベースで申し上げます。令和4年度までになりますが、賃金だけを見ますと5億596万7334円となっております。

○川上委員

共済費を伺います。

○人権・同和政策課長

共済費、7705万1198円です。

○川上委員

諸経費は。

○人権・同和政策課長

消耗品等の諸経費ということで、1870万4千円になります。

○川上委員

それでは事業費をお願いします。

○人権・同和政策課長

2681万6251円です。

○川上委員

それでは消費税はどうでしょうか。

○人権・同和政策課長

合計になります。4691万9177円です。

○川上委員

令和5年度までではどうですか。

○人権・同和政策課長

消費税だけで申しますと5167万5631円です。

○川上委員

新年度予算まで入れると幾らですか。

○人権・同和政策課長

こちらも計上の分で計算いたしますと、5650万267円です。

○川上委員

委託先はどこですか。

○人権・同和政策課長

令和5年の委託先は特定非営利活動法人人権ネットいいつかとなっております。

○川上委員

令和5年度だけですか。

○人権・同和政策課長

平成18年度から令和5年度までです。

○川上委員

実はその前もあるんですけども。どういう団体ですか。

○人権・同和政策課長

部落解放、人権確立を目指し、長年人権問題啓発に携わってきた者によって構成されている非営利の団体でございます。

○川上委員

随意契約ですか。

○人権・同和政策課長

随意契約でございます。

○川上委員

本市の随意契約要件をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

随意契約、地方自治法施行令第162条の2の部分に当たります第2号ですが、その性質、または目的が競争入札に適しない契約をするとき。第3号、特定の施設等から物品を借入れまたは役務の提供を受ける契約をするとき。第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。第6号、競争入札に付することが不利と認められるときになっております。

○川上委員

人権ネットいいつかにこの事業を委託するに当たり、随意契約のどれに該当するわけですか。

○人権・同和政策課長

第2号、その性質、または目的が競争入札に適しない契約をするときに該当いたします。

○川上委員

部落解放同盟との関係はどういう関係ですか。

○人権・同和政策課長

関係性については別団体となっております。

○川上委員

人的には重なる方々が相当おられますけど、どういう関係ですか。

○人権・同和政策課長

たしかに今、おっしゃられた方々はメンバーの推移表にありますが、確かに部落解放同盟の方はいらっしゃいますが、組織自体が別の性質を持っております。

○川上委員

当たり前ですね。本市の地域活動指導員との関係はどうですか。

○人権・同和政策課長

過去において市の地域活動指導員を務められている方はいらっしゃいますが、重複して勤務

をされた事実はありません。

○川上委員

飯塚市の元部長など市OBについてはどうですか。

○人権・同和政策課長

提出しております資料の89ページの監事の部分に、令和5年度に監事で菅さんがいらっしゃいます。

○川上委員

その前に安永勝利さんと交代で理事になっているのではないですか。

○人権・同和政策課長

確かに理事の中に、平成3年度、4年度にいらっしゃいます。

○川上委員

現職の会計年度任用職員はどういう関係になっていますか。

○人権・同和政策課長

今、令和3年、4年、5年にいらっしゃる菅さんにつきましては会計年度任用職員になっております。

○委員長

川上委員、質疑時間が5分を切っておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

これは、人的には、団体的にはもちろん別ですけど、人的にはもう癒着関係にあるのではないですか。

○人権・同和政策課長

性質が別である以上、癒着とは考えておりません。

○川上委員

随意契約に当たり、消費税の納付状況はどのように確認していますか。

○人権・同和政策課長

提出しております資料76ページ、78ページに3か年分の活動計算書を提出しております。この部分の下段から3行目にあります法人税、住民税及び事業税の中に消費税が含まれているというふうにお聞きしております。

○川上委員

証拠書類で確認しましたか。

○人権・同和政策課長

委託契約の中で、市に対する活動報告に対する提出書類の中にその分は含まれておりませんので、書類による確認はしておりません。

○川上委員

委託料、消費税、新年度予算まで入れると5650万円なんですね。前年まででも相当な額あるんだけど、それに見合う相当の納税証明書を確認していないということですか。

○人権・同和政策課長

繰り返しになりますが、市に契約のときに、報告書類の提出を求めておりますが、その中には納税証明書は入っておりません。

○川上委員

これだけ巨額の消費税を委託料に10%、8%、5%乗せて渡しているのに、消費税がどこまで払われているかを確認していないということを今言っているんですか。

○人権・同和政策課長

提出資料に含まれておりませんので、確認しておりません。消費税につきましては国税になりますので、提出書類の中には含めておりません。



○川上委員

このNPOの活動計算書には、本来あるべき活動計算書に、2の計上費用1、事業費の中の(2)その他の経費、すぐ下は研修費になっているでしょう。確認してください。

○人権・同和政策課長

確かにこの活動計算書のおっしゃられる部分については、研修費と書いてあります。

○川上委員

実は、NPOの活動計算書において消費税をどこに入るかという、研修費の前に公租公課という欄があり、そこに消費税は入っていくんですよ。確認していませんか。

○人権・同和政策課長

人権ネットのほうに確認したところ、消費税の部分については先ほどご説明した部分に入っているというふうに確認しております。

○川上委員

法人税、住民税及び事業税の項目には消費税は入らないんですよ。確認していませんか。

○人権・同和政策課長

繰り返しになりますが、私が相手方に確認したところ、ここに含まれているというふうに説明を受けております。

○川上委員

委託料、消費税が5167万円でしょう。正味財産合計、昨年3月31日付は幾らですか。

○人権・同和政策課長

資料の87ページの一番下段右側、合計の欄の一番下になりますが、1163万2723円です。

○川上委員

差額は幾らですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:23

再 開 16:24

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

合計欄の経常収支の部分の4番、事業収益、5191万2300円との差額で申しますと、4027万9577円になります。

○川上委員

これはどこに行ったんでしょうか。

○人権・同和政策課長

こちらの分についてはうちが委託している事業に使われたというふうに考えております。

○川上委員

消費税の額を引いたんですよ。ですからこれは正味財産で残っている分を消費税額から引いたら、これは消費税として国に納付していなければならない額ではないんですか。

○人権・同和政策課長

この表の右側の一番下にある正味財産というのは、いわゆる委託料の企業努力により残ったお金の積み上げになっておりますので、消費税が丸々1千万円残っているというわけではないと考えております。

○川上委員

収益事業をやっているわけではないので、消費税しか残らないわけですよ。何が残りますか。

○人権・同和政策課長

委託料の中で、例えば、先ほども言いましたが、企業努力というか、事業主の努力により、その分の経費が残ることも考えられます。補助金は3月に事業が終わった後で精算し、差額分については返還を求めますが、委託料についてはそのような考えはないと考えております。

○川上委員

委託料の中に占める消費税がどこに行ったかよく分からないというのを、今答弁で浮き彫りにしたわけですね。そこで、次期繰越額の推移をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

こちらの87ページで申しますと、142万7722円というのが、正味財産による登記、いわゆるその単年度で残ったお金というふうになっております。推移を見ますとコロナ禍を除けば、大体100万円前後がこの部分に当たります。

○川上委員

2019年が229万887円でしょう。2023年と比べると、どれぐらい伸びていますか。

○人権・同和政策課長

提出しております86ページ、2020年度の、いわゆる今説明をいたしました、コロナ禍による残ったお金と言いましょか、それが516万1810円、それからその右側、2021年度につきましては122万4620円、先ほど申しました2022年度の分につき、87ページは143万7千円というふうになっております。

○川上委員

金額にして934万1836円増加し、額としては5倍です。どういう事情ですか。

○人権・同和政策課長

委託料ですので、その年その年、コロナ禍における時期において、使わなかった経費、それから、通常、コロナ禍が終わった後でもそういった企業努力による残ったお金というふうに考えております。

○川上委員

企業努力のしようがないでしょう。出すべき賃金を出さないぐらいしかないですよ。もう1回説明してください。

○人権・同和政策課長

委託料の性質上、うちがどの部分にこの約5千万円の委託料を使われているかというか、調査というか、お聞きすることはございませんので、賃金以外にも残る部分があるかというふうに考えております。

○川上委員

そこで、これほどの齟齬が生じているわけですけれども、委託契約変更は検討したことがありますか。

○人権・同和政策課長

この事業主様のほうから、いわゆる委託の部分につきまして、令和2年、令和3年、令和5年の3年間につきましては、理由が先ほど言いましたが、コロナ禍における使わなかった研修費等を返還したいという申入れがありましたので、令和2年、令和3年、令和5年については契約変更を行っております。

○川上委員

市長、副市長も聞いてください。2人おられる。行政経営部長もいる。活動計算書に反映しない消費税の行き先が不明。5167万円もの消費税がどこに行ったか分かんない状況のまま、また今年も総額で5307万円余の予算を計上しようとしているわけですよ。そして、総額では、事業スタートから言えば、7億8千万円ですよ。算定したものが、しかも国税でしょう。きちんと払われているかどうか、納付されているか分からないとか、あり得ないでしょう。費

目も違うし、ないし。それで、NPOの了承が取れば、委任状をとれば、飯塚市が代理人として、納付証明書、納税証明書をとることができるでしょう。どうなんですか。

○人権・同和政策課長

確におっしゃるように事業主様からの委任状があれば取ることは可能だと考えますが、委託契約というか、提出資料の中に納税証明書を含んでおりませんので、その部分から考えますと、委任状をとって提出を求めるような性質のものではないというふうに考えます。

○委員長

川上委員、質疑時間が30秒を切っておりますので、お願いいたします。

○川上委員

飯塚市議会の予算特別委員会が資料要求したのに、答えなかったってことですかね、このNPOは。

○人権・同和政策課長

繰り返しになりますが、提出を求めている書類なので、人権・同和政策課のほうから委任状を取りに行くとか、納税証明書を提出してほしいというような相談はしておりません。

○川上委員

誰に言ったらいいのかな。市長に言うしかないね。これは、消費税の行き先につき、調査してください。直ちにしてください。3月19日が最終日でしょう。議案の賛否に関わることで、よろしくお祈りしますよ。

○委員長

川上委員、質疑がもう最後となっております。時間が終わりましたので、最後の質問とさせていただきます。答弁してください。

○市民協働部長

今、質問委員が言われました消費税の関係の調査ということでございますが、これはNPO特定非営利法人人権ネットに関しましては、先ほど担当課長が申しましたように、先ほど法人税、住民税及び事業税の中で納付されているという確認はされております。全庁的に委託関係の業者にどこまでの資料、納付証明書をどう求めるかということについては、関係部署とも協議する必要があると思います。先ほど申しますように、NPO人権ネットにつきましては、先ほど申し上げたところで、消費税を納付しているという形で確認をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:33

再 開 16:33

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。「議案第3号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月15日、午前10時から委員会を開き、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、令和6年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。